

# 1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成19年6月22日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	福 廣 和 美 (18)	1. 交通体系の整備について (1) 総合交通計画の策定について (2) (仮称) JR太宰府駅との関連について (3) まほろば号について 2. 機動的な組織と職員の人材育成について (1) 組織について (2) 職員との対話について 3. 情報公開について (1) 契約の情報公開について
2	藤 井 雅 之 (2)	1. 国民健康保険について (1) 滞納の現状について (2) 資格証明書発行の現状について (3) 高額療養費還付手続きの広報活用について (4) (3)に関連して、4月から始まった新制度の広報の活用について 2. 後期高齢者医療について (1) 選出議員としての所信及び要望
3	渡 邊 美 穂 (4)	1. 市長のマニフェストについて (1) 市役所の開庁延長及び休日開庁に伴う財源とその予算額 (2) 「待機児童ゼロ」にするため、定員数の増員などの具体的な方法。現在3人以上の子供を保育所に入所させている世帯数について (3) 耐震改修工事についての計画と財源について
4	門 田 直 樹 (9)	1. 児童、生徒を狙った犯罪について 太宰府東中学校付近では2、3月と続けて登校途中の生徒を狙った不審者が出ている。地域ボランティアやPTAによる立哨等も行われているようだが、行政としても対策が必要である。市の職員または業者委託による市内の巡回パトロールを行ってはどうか。

		<p>2. 携帯電話基地局の問題について</p> <p>携帯電話基地局の建設を巡り、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きている。今後も市内各所で同様の問題が起きていくと予想されるが、市として何か対策は考えているのか伺う。</p>
5	橋本健 (7)	<p>1. 自主財源確保の計画について</p> <p>国の三位一体改革により、いずれの自治体もかなり厳しい財政状況である。本市も例にもれず経常収支比率98.6%と硬直化し、不安を抱く市民は多い。この状況を打開するためには、将来を見据えた安定した自主財源が得られるような仕組みづくりが必要と考えるが、市長はどのような構想をお持ちなのかその見解を伺う。</p> <p>2. 防犯対策の今後の展開について</p> <p>平成17年12月議会において「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例」が可決し制定された。一部の行政区では、自主的に防犯パトロールが実施されている。市内全域に普及させるために行政として今後どのような施策を講じ、展開される予定なのか伺う。</p>
6	後藤邦晴 (5)	<p>1. 行政サービスに市民の声を反映する施策について</p> <p>具体的な手法と取り組みの内容について</p> <p>2. 公共施設使用料の減免について</p> <p>復活の理由と減免の対象について</p>
7	原田久美子 (1)	<p>1. 公共施設の災害対策について</p> <p>(1) 第1次避難場所である市内44箇所の共同利用施設及び地区公民館の現状について</p> <p>① 市民が利用する身近な地区公民館や共同利用施設は、災害時の避難場所となっているが、有効活用されているのか。また利用率はどれくらいなのか伺う。</p> <p>② 地震、その他災害が発生した場合、何らかの理由で利用できなければ住民を守ることはできない。健常者だけではなく、高齢者や子供、障害者が安心して利用できる環境づくり（バリアフリー等）など、公民館の現状、問題点（緊急時の開錠、電話の設置、階段やトイレ、世帯数に応じた収容施設であるのかの問題等）はないのか。あれば改善、検討、施策案を伺う。</p> <p>(2) 第2次避難場所の選定について</p> <p>第2次避難場所も世帯数に応じて振り分けられているのか。例えば市民べんり帳2007保存版では、東小校区の第2次避難場所が太宰府中学校だけとなっているが、太宰府東小学校を避難場所にはできないのか。</p>
		<p>1. 施設使用料減免について</p>

8	長谷川 公成 (3)	(1) 減免をはじめる時期はいつなのか (2) 減額の幅はどのくらいなのか
---	---------------	------------------------------------------

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原 田 久美子 議員	2番 藤 井 雅 之 議員
3番 長谷川 公 成 議員	4番 渡 邊 美 穂 議員
5番 後 藤 邦 晴 議員	6番 力 丸 義 行 議員
7番 橋 本 健 議員	8番 中 林 宗 樹 議員
9番 門 田 直 樹 議員	10番 小 柳 道 枝 議員
11番 安 部 啓 治 議員	12番 大 田 勝 義 議員
13番 清 水 章 一 議員	14番 安 部 陽 議員
15番 佐 伯 修 議員	16番 村 山 弘 行 議員
17番 田 川 武 茂 議員	18番 福 廣 和 美 議員
19番 武 藤 哲 志 議員	20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

市 長 井 上 保 廣	副 市 長 平 島 鉄 信
教 育 長 關 敏 治	総 務 部 長 石 橋 正 直
地域振興部長 松 田 幸 夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三 笠 哲 生
市民生活部長 関 岡 勉	健康福祉部長 永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長 村 尾 昭 子	建 設 部 長 富 田 讓
会計管理者併上下水道部長 古 川 泰 博	教 育 部 長 松 永 栄 人
監査委員事務局長 木 村 洋	総 務 課 長 松 島 健 二
秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長 武 藤 三 郎	政策推進課長 宮 原 仁
特別収納課長 鬼 木 敏 光	地域振興課長 大 藪 勝 一
産業・交通課長 山 田 純 裕	環 境 課 長 蛭 川 二三雄
人権・同和政策課長兼人権センター所長 津 田 秀 司	福 祉 課 長 新 納 照 文
子育て支援課長 和 田 敏 信	国保年金課長 木 村 裕 子
建 設 課 長 大内田 博	上下水道課長 宮 原 勝 美
施 設 課 長 轟 満	教 務 課 長 井 上 和 雄
学校教育課長 花 田 正 信	社会教育課長 藤 幸二郎

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一	議 事 課 長 田 中 利 雄
書 記 伊 藤 剛	書 記 花 田 敏 浩
書 記 満 崎 哲 也	

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

18番福廣和美議員の個人質問を許可します。

[18番 福廣和美議員 登壇]

○18番（福廣和美議員） 皆さんおはようございます。

本日の一般質問は、昨日の代表質問でかなりの内容の質問が出ましたので、私の質問も重複する問題が大半でございますが、角度を変えて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。また、執行部におかれましては、昨日と重複する部分につきましては端的にお答えいただいて結構ですので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり3項目について質問をさせていただきます。このたびの議会は、井上市長誕生後初の議会で、先日は各会派の代表質問もあり、多少重複する件もありますが、よろしくお願いたします。

それでは初めに、交通体系の整備についてお伺いをいたします。

この件につきましては、今までも何度となく質問をしてきましたが、このたびの市長の施政方針の中で、本市の将来の望ましい交通網の実現を目指し、国土交通省や県を初めJRや西鉄、さらには太宰府天満宮等の関係機関や関係団体を構成員とした（仮称）総合交通対策懇話会を設置し、総合交通計画を策定するとありますが、この計画を策定するに当たり、いつごろまでに、どの程度の範囲、規模を考えておられるか、お答えをください。

次に、機動的な組織と職員の人材育成についてお尋ねします。

初めに、組織についてですが、市長は本年10月を目途に簡素で効率的かつ機動的な組織に改めていく、また市民の皆様にはわかりやすいものにする、そして組織横断的で柔軟かつ機動的な組織に改めるとありますが、もう少し具体的に示すことができないかどうかについてお伺いをします。

また、私は、人材育成につきましては、まず職員との対話から始めてはと考えるのですが、いかがでしょうか。

最後に、情報公開についてですが、このたびは市の契約の公開について随意契約についてど

のようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

再質問につきましては、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さんおはようございます。

それでは、1項目ずつご回答申し上げます。

1項目めの交通体系の整備についてでございますけれども、太宰府市総合交通計画の策定につきましては、本年10月をめどに作成をいたしまして、必要となります交通施設整備や交通を管理いたします様々な施策の調査研究などを通して、太宰府市におきますところの望ましい都市交通体系の実現を目指したいと、このように考えております。

2項目めでございますけれども、機動的な組織の職員の人材育成についての1点目の組織についてでございますけれども、社会情勢の急激な変化や市民ニーズの多様化に迅速に対応し、地方分権時代を乗り切っていくためには、職場風土の改革を初め、職員一人一人の意識改革が求められているところでございます。そのためには、所属や担当業務にかかわらず常に職員一人一人が地域や市民の視点においた行政運営の展開をしていくことはもとより、情報の収集あるいは整理能力や政策形成能力、創造的能力、自治法務能力などの養成あるいは市民意識の把握など、何事にも積極的な姿勢が必要であると、このように考えております。このため、適宜に組織やあるいは枠組みの変革などを行いながら、組織は人なりの大原則に基づきまして、人材育成基本方針に定めております「しなやかな職員を目指して、評論家ではなく実践家たれ」と、このことを基本コンセプトに、今後とも総合的な人材育成推進へ向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

2点目の職員との対話につきましては、行政経営や政策にかかわるもののほか、職場環境にありますとか、あるいは事務事業の改善、事業の実施運営など、職員のいろんな意見を吸い上げまして、そして市民サービスや福祉の向上、そして安全で安心な住みよいまちづくりの構築を目指していくことに対しましては、柔軟な発想を幅広く生かそうという意味からも大切であると、このように思っておるわけでございます。したがって、組織としてのあり方という点からいたしまして、相反する部分もございまして、職員の意見を聞くべきところは聞き、従来の縦割り行政から横流れの風を起こしていく、そういった行政改革を進めていきたいと、このように考えております。

先月29日になりますけれども、部課長及び係長全員を対象といたしまして、私自身市長として施政方針の説明会を実施したところでございます。これが職員との対話の一つになるのではないかというふうに思っております。今後におきましても、時あるごとに私の考え方を職員にも直接示していきたいと、あるいは今はパソコン等で庁内メールが、個人個人がパソコンを持っておりますのでメールを発信してでも自分の考え方を示していきたいと、このように思っております。今後このような機会を適宜設定していくことも重要になるのではないかと考えております。

最後に、3項目めの情報公開についての契約の情報公開についてでございますけれども、公共工事の入札及び契約の透明性を図りますために、積極的に情報の公表を推進していくことは重要なことであると考えておりました、今後とも公共工事の入札及び契約の情報の公表を推進してまいりたいと、このように思っております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長の方から説明をさせますので、よろしくお申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） それでは、私の方から交通体系の整備についてご回答申し上げます。

現在、本市の総合交通計画を策定すべく、先ほど福廣議員さんからもご紹介がございましたように、国、県、関係機関、関係団体で組織をいたしております総合交通対策プロジェクト会議を立ち上げておまして、様々なご意見等をいただきながら、総合交通計画の素案を今年の3月に策定いたしました。この素案の主な柱といたしましては、幹線道路の整備、それから新たな交通規制、それからパーク・アンド・ライド、そして公共交通利用促進対策など合わせますと14項目の施策、柱をもって素案をつくっております。今後はこの素案をもとにいたしまして、さらに職員によります総合交通体系の検討委員会あるいはワーキンググループでそれぞれの範囲の中で検討いたしましたものをさらに、国、県あるいは関係機関の代表者で組織をします、仮称でございますが、総合交通対策懇話会をさらに立ち上げまして、内容のご審議をいただきながら本年の10月をめどに正式な総合交通計画書を作成したいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 2点目の機動的な組織と職員の人材育成について補足説明をいたします。

地方分権時代の職員に特に求められることは、前例踏襲や指示待ちの態度ではなく、常に問題意識を持って新しい発想で取り組む姿勢であり、行動力を持つことであると考えております。市役所はサービス業であるとの意識への変革が何より不可欠であります。さらに、顧客である市民の満足度を高めるための行政サービスに努めていかなければならないと考えております。そのため、職員一人一人が自己開発を行うことはもちろんのこと、政策形成能力や行政処理能力の養成など職員の資質の向上に努め、また意欲と能力及び実績が適正に評価される人事評価制度の構築を目指していきたいと考えております。

なお、組織機構の改革につきましては、市民にとってわかりやすく利用しやすい、また今後部長職、課長職の大量退職時期を控えておりますため、職員構成にも十分配慮した組織となるよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 続きまして、情報公開についてご回答申し上げます。

市が発注します建設工事及び建設工事に附帯する工事及び測量、調査、設計、業務等の委託並びに物品購入等の契約の情報公開につきましては、競争入札及び随意契約の内容に関し、太宰府市情報公開条例に基づきまして情報公開をいたしております。また、市が実施します建設工事等に係る入札結果等の公表につきましては、設計額500万円以上の建設工事及び設計額300万円以上のその他の契約について入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額を、閲覧方式の公表のほか市のホームページでも公表しております。なお、随意契約につきましては、公表をしていない状況がございます。今後、実務上の問題を解決しながら随意契約についても情報の公表ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほども言いましたように、昨日から随分この総合交通全体の問題また各論、いろいろ論議があっておりましたが、一つ一つちょっとお伺いをしたいと思うんですが、今回総合交通体系の総合交通の計画を立てられると、今回答の中でこの懇話会とは別にもう立ち上げをしておられるのが総合交通対策プロジェクトですか。このプロジェクトのメンバーはどのようなメンバーですか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このプロジェクト会議につきましては、委員として15名で組織をいたしております。まず、国土交通省の福岡国道事務所からそれぞれ所管が違いますお二人、計画課と交通対策課のお二人です、それから筑紫野警察署、そして福岡県那珂土木事務所、それぞれ所管がございますので、ここから3人です、それから九州国立博物館、そして同じくその中にあります福岡県立アジア文化交流センターの代表者、それから太宰府天満宮、太宰府観光協会、JR九州旅客鉄道、それから西日本鉄道、ここはそれぞれ自動車の担当、鉄道の担当お二人です、それから市の担当で2人、合わせて15名で組織をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほどもお答えがありましたけども、幹線道路というか、何か今のメンバーをお伺いをいたしましても、一番にやはり、渋滞をなくすための道路をどうするかというようなことが一番の議題になっているのではないかとというふうに想像するわけですが、この九州国立博物館による渋滞といいますか、もともとある渋滞プラス国立博物館の渋滞という問題につきましては、本来であるならば国立博物館がオープンするまでに解決をしとかなければいけない問題であるというふうに私は理解をいたしておりました。それは、この国立博物館を誘致する運動をする中で、まだ決定する前からこの渋滞は起こさないんだというのが市の回答であったと、私は理解をいたしております。そこで、その今お伺いする限りにおいてですね、太宰府市におけるこの総合交通の問題は、ちょっと違うのではないかと、これを幾らやっても抜本的な改革にはならないのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 確かに本市の市内の周辺を含めまして交通渋滞と申しますのは、本市の一つの重要課題として今までも、過去にもいろんな計画書をつくってまいりました。例えば九州国立博物館の開館をにらんでの交通渋滞対策として、平成14年度にまるごと博物館基本計画書の中でも、この渋滞問題の計画を重点的につくったという経緯がございます。しかしながら、ここでなぜ新たにこういう交通計画書をつくるかと申しますのは、第1の理由といたしましては、やはり平成17年10月に九州国立博物館が開館いたしまして、実際に人の動き、車の動きを目の当たりに見まして、あの渋滞を体験して、いま一度ここで将来に向かっての新たな交通体系を見直そうというのがまず第1でございます、そしてまた新たに、国あるいは県の新たな道路計画あたりも見えてまいりました。例えば県道で申しますと、筑紫野・古賀線の4車線の課題あるいは観世音寺・二日市線、そしてまた筑紫野・太宰府線の新たな計画というふうなことも出てまいりましたので、それらを網羅した中で、新たな視点の中で将来に向かっての交通対策計画を策定するという趣旨のもとに、現在進行いたしております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 部長が言われること、よくわかりますけども、ということは、車でお客様に来てくださいという計画をつくるんだという、そう思っても僕は過言じゃないと思うんです。私は、前から主張しておりますとおり、国立博物館に駐車場をつくるべきじゃないと、要するにこの環境問題を考えたときに、車でどんどん来てくださいという政策をつくるための計画書なら、僕は要らんと思うんです。それは起こさないというのが、国立博物館がオープンをしてから実態がわかった、最初から何でもこういうメンバーを中心にですね、先にしなかったかと、今まで何もしないで渋滞が起きたからこういうメンバーに集まってもらってプロジェクトをつくってですよ、総合計画をつくらないかんというのは後追いでしょうが。福岡県の道路にしたってそうじゃないですか、後追いじゃないですか、全部。何の解決にもなっていないと、私はそう思います。そこで、お伺いをしますが、太宰府市の渋滞をなくすには、道を広くするだけで解決しますか、しませんか、これちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 渋滞をいかにして緩和するかというのが大きな目的の内容でございます、先ほど一部ご紹介いたしました、パーク・アンド・ライドを設置すると、このパーク・アンド・ライドも1口ではありません、一つの案として通勤、通学者用のパーク・アンド・ライド、そして観光客を相手にしたパーク・アンド・ライド方式、これも1つございます。それから、公共交通機関、これの利用促進をお互いに、西鉄、JRを含めて徹底した周知をやるという計画も入っております。あるいは、交通誘導するサインの整備計画も中に織り込んでおります。そしていま一つは、レンタサイクルの利用促進、あわせてサイクリングロードの整備等もこの計画書の中に入れてたいというふうに思っております。

以上です。



○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回プロジェクトにも次の懇話会の中にもJRと西鉄が入っていますが、この西鉄とJRが今のままで踏切も変わらない、何も変わらないのであれば、私は変わらないという結論に達せざるを得ない、そう思っております。

そこで、JRと西鉄がやはりこの太宰府市の渋滞を緩和するにはどう協力をしてくれるか。今の現状を変えなければ私はならんと思っておりますが、そう思いませんか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 西鉄あるいはJRの機関の方にこのプロジェクト会議に参画をしていただいた理由の一つには、やはり太宰府にお見えになる観光客に対するダイヤの組み方、組みかえ、あるいはこれは長期計画になりますけれども、踏切の解消に向けての協力依頼、そうした全体的な内容の提案をしていただくために、協力をいただくためにこの組織の中に入っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうすると、直接的には余りそういうところまでは議論ができんということになると思うんですが、そうすると、今非常に問題になっている箇所についてはですね、変わらないと、そう思った方がいいということですね。わかりました。その点はそう理解をしながら、また質問しますけど。

その前にちょっと、このJR太宰府駅のことについてお伺いしますが、市長は、昨日も質問がございましたが、平成20年度までに見通しをつけたいというお答えでしたよね。私は、この見通しというものは、つくるつくらないということじゃなくて、つくることが前提でなければ、見通しとかという言葉は出てこないというふうに理解をいたしておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 昨日の代表質問の中で、このJR太宰府駅の設置についての質問がございました。私は、マニフェストでも示しておりますけれども、初めにJR太宰府駅ありきではないと、いろんな角度から周辺整備そのものが必要であるわけですから、そこに駅だけ、田んぼの真ん中につくっただけでは、これは機能しないだろうと。佐野東の地域のまちづくりをどうするのかと、そういったことをまずもってイメージをしていく、あるいは計画を練っていく。そのためには、まず地権者、市民、そういった皆さん方がどう考えているかというふうなことを、私は、政策を正式に立ち上げます段階におきましては広く市民の意見を聞く、耳を傾けるというふうなことを私は選挙公約としてもいたしております。今財政も厳しい状況でございます。すべてにわたって、やはり謙虚に見直すというふうなことについては大事だというふうに思っております。その佐野東のまちづくりの延長上にJR太宰府駅が必要であれば生まれてくるというふうに思っております。いろんな手法があるでしょう。あそこ一帯を佐野土地区画整理のように一括して行うか、97haを昭和60年から20年かけて平成18年にやっと完了したと、こ

ういった手法を続けるかどうかと、この辺のところも含めて検証する必要があるというふうに私は思っております。決してJR太宰府駅は不要であるとか要らないとか、そういったことを言うておりません。いろんな両面からやはり考えて、設置するとすればどうするのか、大規模な区画整理ではなくて組合施行のあるいは3段階、ブロックごとに分けた形で行うとか、いろんな方策が出てくるだろう、そういった市民との対話あるいは意見を聞く過程の中から、おのずから方向性が生まれてくると、そういった段階で私は判断していきたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ということは、この全体のまちづくりの見通しを平成20年度までにつけるというふうに理解していいわけですか、それでいいわけですね。

（市長井上保廣「そのとおりです」と呼ぶ）

○18番（福廣和美議員） そうですね。それは、別に今回JR太宰府駅のことをどうのこうの言うことが目的で話をしておりますが、1点お話をしておきますが、市長もいろんな市民の話を聞かれたかもわかりません。我々も向佐野を中心とした新しく太宰府に来られた方々のお話を数多く伺いしておりますが、ほとんどの方がJR太宰府駅ができるという、そういうことでここに引っ越してきましたという方々が大半であります。そういう方々の声も、現実にあそこに引っ越してくるに際して、若い人たちはJR太宰府駅は、これは市がつくると言ったんですから、我々が言ったんじゃない、市がつくると言った、それに対して引っ越しをしてきた、家を建てた、そういう現実があるということも十二分に知っておいてもらわないと、ある一方的な市民の声だけを聞いてもらっても困る、そう思います。それだけは言うておきます。

JR太宰府駅の見通しを平成20年度につけると言われる、全体のまちづくりかもわからない。しかし、こういったものを含めたところでの総合交通の計画でなければ、またやり直さないかん、またやらないかん。まほろば号については今年の7月に見直しをされると言われるが、そういった大きな、我々はJR太宰府駅が必要、これをつくらないといかんと思っておりますから、それを中心に話をしますが、そうした場合に慌てて10月にその総合交通計画をつくらないかん意義がどこにあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このJR太宰府駅のいわゆる基本構想というのを平成16年10月に策定をいたしまして、議会の方にも報告をいたしました。このときに、先ほど市長が申しましたが、田んぼの中にただ駅をぼんとつくるのではなくて、その周辺もきちっとしたまちづくりを行いながら、駅の設置についての検討をするという構想を出しております。当然この中には、駅に通ずるいわゆる幹線道路等も、現時点ですけれども、線を入れておりますので、このまほろば号を含めて総合交通計画書の中にその構想を入れながら、市全体の道路づくり、交通体系を計画に織り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員）　ということは、まだ結論は出ていないが、それをつくるという前提で今度の総合計画はつくるんだということで理解をしていいということですね。わかりました。

あと、先ほどから言っていますように、もうこればかり言うわけにはいかんのですが、梅大路の踏切、昨日も問題になっておりました吉松の踏切、そういったJ R、西鉄等のネックになる部分というのが数多く太宰府にはあると思うんですね。ただ、それだけじゃないですが。そういったところをどうするかというところをぜひね、せっかくこれだけのメンバーに来ていただいて懇話会をつくる、そういうところで話題にのせてほしいと思うんですよ。梅大路のあそこの踏切を変えない限り、その渋滞は変わらないと私は思います。あれが今のままでずうっとあるならば、道路の広げようがないじゃないですか。変則的な道路になっているし、あれを大きく、その上を行くとか、下を行くとか、そういう問題もかなり難しい問題があると思いますよ。ぜひね、あそこの踏切の部分、あそこあたりの太宰府のまちづくりをですね、考えるような、ぜひ、今回結論が出なくてもいいですよ、総合交通計画の中にね。しかし、これだけのメンバーが来るわけですから、ぜひね、話題にして、ここがネックなんだということをおね、知らしめてほしいなというふうに思いますが、それは無理ですか。

○議長（不老光幸議員）　地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫）　踏切の整備につきましては、昨日の代表質問の中でも建設部長の方からご回答申し上げましたが、国の方の道整備交付金の中にそういう踏切の改良工事の一部入っておりますので、先にできるものは先にしていくということで全体的に広範囲の中での交通計画書になりますので、そういう交付金とか補助金を使ってすぐできるもの、いわゆる短期のものは直ちにやっていくという考えを持っております。

○議長（不老光幸議員）　18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員）　いや、だからそれはそれでいいですよ。だから、話題にのせてほしいと言うんです。いや、あそこが、あそこを何にも変えなくて、太宰府の渋滞がね、なくなりますというのなら別にいいですよ。あそこを扱う必要はないけども、私はあそこが変わらない限り変わらんとするから、そう主張しているだけですけどね。いや、今度の総合交通計画の中で、そういったものを、あそこを考えなくても太宰府の渋滞はもうなくなりますよと、そういう計画ですというのであれば、それで私はいいと思いますが、私は変わらんとするつもりです、あそこを何とかしないと。

よく出る話は、太宰府駅をやめて五条の方に西鉄の駅をつくって、あそこから先は遊歩道というようなことも、何かいろんな人に話を聞くとそういう話が多いですよ、実現性はないかもわかりませんが。そういう話はね、結構いろんなところで話題にしても、そのとおりという人が多い。しかし、実現するかどうかわかりませんよ。わかりませんが、やはりそういった思い切ったことをやらないと、こういう渋滞とか新しいまちづくりというのは、私は難しいのではないかというふうに思っております。

ほかにもいろいろ聞きたい件はあるんですけども、もう一つ今度組織の件で、もうちょっと

お伺いをしたいところがあります。部長がそう言われるから、総合交通計画というものが10月にできるわけですね。もうちょっとゆっくりしたらどうですか。そげん慌ててね、つくったって、いいものができるかどうかというのはわからないですよ。ただ、これだけのメンバーにね、ずうっと長い期間来てもらうというのはできんでしょうから、そういうことになっとるかもわからんけども、やっぱり太宰府の実情、今後のこともよく見てもらうためには、少しは延びてもね、構わんのじゃないかというふうには思いますが、それよりも、本当に今度の計画でこれでいこうと思えるようなね、もう一時は計画なんかつくる必要ないと、これを一つ一つぶしていくことが太宰府の交通対策になるんだというようなことを出してもらわんと、いや、今度出してまた何回か出しながら、また総合交通計画をつくろうとかね、そういうことじゃ、もう皆さんはおらんわけですからね、我々もおるかどうかわからんけど。そのときに、本当にやっぱり太宰府の、これ交通というのは今から大事ですから、高齢化社会でもこの交通問題は必ず必要になってくると私は思います。環境の問題もそう、すべて交通の問題というのは、太宰府が発展するかしないか、高齢者が自家用車に乗らんでもいいような交通網にせないかんわけですから、自家用車が走るだけの幹線道路をね、幾ら多くつくったってだめです。今から高齢者の方が多くなるんですから、若い人よりも。高齢者の交通網というものを考えてもらわんといかんというふうに思っていますが、また次の機会に私は、この交通問題は必ず入れてやっていきたいなと、部長嫌でしょうけど、またおつき合いをお願いしたい。これで1項目めは終わります。

次に、2項目めの件ですけど、今回市長が言われていることはよく我々も理解をしますけども、簡素でね、市民にわかりやすい組織、ほんなら今までの組織は何やったとかいな。ちょっとお伺いしますが、今までの組織でどう変わるかわかりませんが、反省点があったら、それが反省点でしょうが。具体的に、やはりそれをわかっておかないと新しいものはできないですよ。そう思うんですよ。だから、今まではやっぱり市民にわかりにくかったのかなと、それはもう我々も聞いてますから、何遍となく組織が変わったような感じで、わかりにくいというのは聞いておりました。どれぐらい簡素化されるのかね、どういう組織が市民にわかりやすい組織なのか。というのがね、いまいまだ、我々もぴんとこないんですよ。もしその答えがありましたら、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 例えのお話をしたいと思います、現在まちづくり企画課というのが地域振興部にございます。ここは何の仕事をするのかという質問がかなり多くあります。それで、このまちづくり企画課という課は、同質集中という形で計画から実行までやろうということで組織しましたが、非常にわかりづらいし、仕事がしにくい。各課にまたがった仕事があるというようなところの反省をして見直しをします。それから、まちづくり技術開発課というのもございます。この課についても同質集中ということで、技術系の業務をすべて行うようにしたんですけども、やはり技術には事務がつかまとうというようなことで再編をする必要

があると、そういうふうなことが非常に目についてきましたので、そういうものを今回統合、再編するという考え方で進めております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） その次に、一つ一つ昨日の代表質問からのこと、回答を見ながら質問をさせていただきますが、市役所はサービス産業であるとの認識に立って、行政で大きなサービスをやっていきたいというお話ですが、それ一つ、私が疑問に思うのはね、皆さんが市役所に入られるとき、今の職員が採用時にね、果たしてサービス産業ということで入ってきているのかどうか。もし、それで入ってきているのであればいいですよ、そのままサービス産業と。しかし、そうでない場合、採用時にね、サービス産業についてのどのような教育をされているかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員が入庁したときにサービス産業であるというような認識であるかどうかということでございますが、今多様化する中において、言葉こそそういった表現はございませんけれども、基本の市民の目線あるいは顧客は市民であるというふうな根本の理念に立つならば、当然文言表現はないとしても、私どもがそれを踏まえて仕事をするのは当然であるというふうに思っております。

それから、時代とともに行政需要、市民のニーズ、要望とともに、それは変革するのは当然であるというふうに思っております。私は、サービス産業であるというふうにとらえております。小さな行政で大きな市民サービスを行っていくのが、やはり第一義的に私どもは追求していく必要があるのではないかとこのように思っております。市民が本当に満足度があるかどうかと、私どもがそういった視点で仕事をしているかどうかというふうな、やはり成果を検証し、そして改善、改革、そして次につなげていくと、こういったサイクルは当然行政が日常の仕事の中に当たり前のように持つのが当然であるというふうに私は思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、もちろん、それはよくわかるんですよ、市長はそう言われるのはね、そのとおりですよ。だから、現在のニーズもそうなっているわけですね。市民のニーズもそう、見方もそうなっていると思いますよ。しかし、これは20年、30年前からそうだったわけじゃないわけで、これはごく最近そういう目線で市役所を、職員を見るようになった、また言えるようになってきたというのが、私は実情じゃないかなというふうに思うもんですから、職員の方々がみんなサービス産業であると、物すごいサービス産業ですよ、市民のために働くわけですから。ただ、やっぱりよく市民の方からも苦情を聞くこともあるし、そこらあたりがね、若干気になる場所なんですよ。だから、そういうことは別に口に出してね、教育しなくても当然のことなんだというのが市長の考えでしょうから、そらもうそのとおりだと思いますよ。市長の考え方が間違っていると、そういうことは一切思うとりませんが、それをやはり市民が納得いくような形にするには、やはりそこらあたりの教育も私は必要ではないかな

と、全員がそうだとは思いませんが、やはり必要ではないかなという思いがありますので、お伺いをいたしましたところです。

それと、市民の方からですね、質問を受けた中で、行ってもね、そこでなかなか解決してもらえないという問題があったわけで、要するに思うに、前も言ったかも知れませんが、各課の人事異動で変わったときに、専門的な部署に来た人が対応したときに、果たして全部わかるか、それはわかりませんよ。特に法がころころ変わる介護保険とか、その人がどうのこうのじゃないですよ、そういうところに行った場合にね、たまたまそういうケースもあるかも知れらん。やはり、ある程度、昨日、違う件で3年をめどに異動ということもありましたが、私はもう少しその、せっかくその課に来ればある程度その課のことは大体全部わかるというぐらいね、おつてもいいのではないかなあという考え方もあるんですが、その点の人事について今後、今までとはそう変わらないのか、今から違ったそういう人事のことを考えてやるのか、お伺いをします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 人事異動につきましては、1つは、やはり多くの経験をさせることによりまして人材育成をねらうということもございますし、人が変わることによってやり方、方法がさらにいい方法が、市民サービスができるのではないかとということもございます。しかし、近年非常に事務の内容が狭くて深い事務になりつつあります。場所によっては、今、福廣議員さんが言われますように専門的な、皆さんを指導できるような人材を残す部署も相当出てきておりますので、今後は人材を定期的に動かす場合と、部署によってはある程度長く残したサイクル、そういうことも考えながら人事の配置をしてみたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） これについては最後の質問にしますが、今人事は総務課人事係ですよ。やはり、組織というのは人事で私は決まるというふうに思っていますが、人事係を人事課に上げようとか、またもう一つ交通問題、先ほどから言いましたが、これの専門の部署をつくらうかどうかという考えを持っておりますが、この考えはいかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 近ごろ公務員制度も非常に変わっておりまして、我々二十数年前にあるいは三十数年前に採用された職員がオールマイティーではないというように多くの事務が入ってまいっております。今言われましたように、例えば交通問題ですと民間の会社の私鉄あるいはJRの交通に対する専門官、そういう者を採用できるような制度もまいっております。そういうことも視野に入れながら短期間の雇用、例えば5年間雇用できるというような制度もございまして、必要であればそういうことも考えていきたいなと思っておりますが、現在交通問題でどうするというような結論は出しておりませんが、そういうことも視野に入れた人事配置も構想としてはあると、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひ、当分はこれでいけるという組織の構築をしていただきたいと思います。市長の施政方針どおりのね、組織ができれば最高ではないかというふうに思っておりますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

最後の情報公開についてであります。先ほどお答えをいただきましたが、今回は随意契約について、このホームページに載せるのをぜひ考えてほしいという旨で質問をしました。まだ具体的ではないですが、これは一応そういう方向であるということで認識しておいてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在の事務の流れといたしまして、随意契約については担当課が決裁をとるということでルートが設定されていますので、そのルートの中に契約担当を経由するというので、随意契約の総合把握ができるということになるかと思っておりますので、事務の流れをそのように変えて、そして一括して契約担当のところで情報をホームページ等に掲載するというようなことで現在考えていまして、その事務上の流れをですね、きちんと今後整理していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 金額の面もあるでしょうし、その内容、今言われたようにいろいろ問題はありますが、ぜひそれが実現しますようお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の個人質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目質問いたします。

1つ目は、国民健康保険についてです。

2006年の厚生労働省の調査では、国民健康保険料の滞納世帯が全国で480万世帯と過去最高になったことが報告されました。太宰府市におきましては、2007年4月30日現在、国民健康保険加入世帯1万2,374世帯、うち滞納世帯数949世帯、有効期限切れ世帯388世帯の、この388世帯の中には未交付の世帯が287世帯という資料をいただいております。滞納世帯の中には保険税を払いたくても払えないという方が窓口で相談に来られた場合には、8期の支払いを12期で対応するなど柔軟な対策を行っているというふうに伺っていますが、窓口へ来られない方のフォローをどのように行っているのか、回答を求めます。

この市の資料をもとに試算いたしますと、保険証の未交付世帯287世帯、単純に3人家族と考えても861人の方が無保険の状態におかれているということになります。乳幼児や高齢者の

方など病気になりやすい方に関しては、安心して医療を受けられるということを保障する観点からも柔軟な対応が必要だと感じますが、市の回答を求めます。

同時に、近年若年層の不安定な雇用の形態が社会問題にもなっています。フリーターや派遣、請負など、非正規労働者の生活実態はたびたびマスコミでも報道され、ネットカフェ難民やファストフード店で一晩過ごすファストフード難民などの現状も日々言われています。劣悪な生活実態の中でいつ病気にかかるかわからないという状態で、保険証がないために病院にかかることができないという実態が言われています。太宰府市におきましては、国保の滞納状況でそういった若年層の現状、対策についてどうなっているのか、回答を求めます。

次に、資格証明書の発行について質問します。

1年以上の滞納者に対しては資格証明書の発行が行われますが、太宰府市におきましては2007年4月30日現在で12世帯という資格証明書を発行しているという資料をいただいております。この資格証明書だと病院で受診した場合、窓口で一たん10割の負担を支払って、後で7割が返ってくるというものですが、1回の保険料の負担ですら重く感じている人に、窓口で3割の負担のために、それも重く感じて病院に行かずに市販の薬で済ませたり、また病院に行かない患者も多いというふうに使われています。病院への受診を控えるうちに病状が悪化して手遅れになり、最悪死亡するケースもあるという報告も行われています。資格証明書は収入が著しく減った場合など特別な事情があれば発行しないという規定がありますが、太宰府市におきまして資格証明書の発行の状況についての対応について回答を求めます。

次に、国保に関連してですが、高額療養費の還付手続について質問いたします。

確定申告の際に医療費の控除を受けるため、医療機関から発行された領収書を税務署に提出した後に高額療養費の還付の対象になるということがわかった場合、もう医療機関から発行された領収書は税務署に提出してあります。その場合、再度医療機関から手数料を支払って領収書の再発行を受けて対応するという形になりますが、市の広報を活用して領収書の保存を案内するように提案いたしますが、市の回答を求めます。

あわせて、4月から高額療養費の医療機関での窓口の支払いが、負担額が限度額で済む制度が導入されていますが、そのことを継続的に広報で市民の皆さんに案内していくべきだと考えますが、市の回答を求めます。

2項目めに、後期高齢者医療について質問いたします。

来年の4月より75歳以上の人を対象にした後期高齢者医療が新たに発足します。この制度の導入により、来年の4月からは現在の老人保健制度が廃止になり、75歳以上の高齢者の方は現在加入している医療保険から新たににつくられる後期高齢者医療制度に入ることになります。しかし、財源だけが決まり、具体的な内容や医療サービスの提供方法がまだ明らかにされていません。この制度の診療報酬も来年4月から新設をされますが、例年どおり2月末の発表では、医療現場の当事者や保険の対象者である高齢者の方への混乱が起こる可能性があります。新制度の導入に当たっての政府の言い分は、高齢者の心身の特性にふさわしい報酬にするというも



のですが、いろいろな病気を複合的に持っている高齢者の方が元気に過ごせるようにすることこそ必要ではないでしょうか。今回導入される後期高齢者医療制度の保険料は全国平均で6,200円、年間7万4,400円にもなります。この保険料は、年金を1万5,000円以上受けていれば自動的に年金から天引きされるという制度になっていますが、低所得者への減免制度の導入、保険税を払えない方から機械的に保険証の取り上げを行わないということなど、高齢者の方が安心して医療を受けれる制度をつくっていくということが重要だと思います。その視点での対応を求めますが、福岡県後期高齢者医療広域連合議会に太宰府市より井上市長が議員として選出されておりますが、その所信を伺います。

自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩をします。

11時15分から再開します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） ただいまの国民健康保険についてのご質問にご回答申し上げます。

国民健康保険税の滞納状況は、平成17年度決算では昭和59年度から平成17年度までの過年度分は調定額で3億9,977万4,750円に対しまして、収納額でございますけれども、5,604万4,618円となっております。この徴収率につきましては14.02%となっております。この滞納の現状につきましては、いずれの地方公共団体におきましても苦慮しておるところでございます。この対策、対応につきましては、最終的には厳正な執行が必要であると、このように考えております。いずれにいたしましても、この問題は職員が危機意識を共有し、横の連絡や協働体制を密にしながら一丸となって取り組んでいくことが不可欠であると考えております。なお、この現状等についても被保険者一人一人に理解を求めていくというようなことが前提でございます。

それから、太宰府市におきますところの資格証明書の件でございますが、長期に国民健康保険税を滞納し、あるいは納税相談に応じただけでない方やお約束どおりに納付していただけない方に対しまして、税負担の公平性を図りつつ、国民健康保険法第9条に基づきまして交付をいたしております。

乳幼児や高齢者の方につきましては、納税相談の中で個別の事情を考慮しながら柔軟な対応に心がけております。今後とも滞納されておられます方の事情に配慮しながら、国民健康保険事業の財政あるいは医療の給付が安定的に運営されるよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、市の広報を活用した医療費領収書の保存の案内についてでございます。

確定申告におきましては医療費控除を受ける場合、領収書の原本を添付する必要がございますが、申告時に申し出があれば返還してもらえることになっております。高額療養費還付請求手続に関連した領収書の保管に関しましては、広報でお知らせをしていきたいと、このように考えております。

次に、高額療養費に関して4月から始まった新制度の広報の活用についてでございますけれども、高額療養費の窓口払いを自己負担限度額までにできる制度の周知を図るために、本年4月1日号の市政だよりに掲載をいたしておりましたが、今後も必要に応じて継続的に周知をしてまいりたいと思っております。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 初めに、納税相談に窓口へ来られない方へのフォローをどのように行っているかということにお答えいたします。

初めは、やはり電話での相談になろうかと思えます。電話にて市役所の方に来ていただけないかということをお促しますが、事情により来庁できない方につきましては電話で家計の事情をお聞きし、それからお話をさせていただいて、その協議が調えば分納誓約書を発送して、誓約書をさらに送付していただくという手法をとっております。

それから、国民健康保険税の滞納状況で若年層の現状対策についてでございますが、若年層がイコール世帯主ではございません。そういうことから、現状につきましては把握しておりません。国民健康保険税は世帯ごとの課税でありまして、若年層も世帯の構成員となっているのがほとんどでございます。そういう分けてのデータ管理ということにつきましては、今現在は行っておりません。同様にフリーターや派遣、請負といった非正規労働者の統計も、そのようなことから把握はしておりません。ご了承いただきたいと思います。

納税対策といたしましては、納税課あるいは特別収納課、それから国保年金課と連携を図りながら、年間を通して滞納者との接触対応を中心に取り組みを行っております。日常の取り組みといたしましては、電話によります催告や分納相談を充実させまして、納税意識の向上に努めながら滞納の減少に努めているというのが現状でございます。さらに、夜間の戸別訪問、これは滞納者の家庭に訪問するわけでございますけれども、12月の一月、それから2月から5月の末までの出納閉鎖までの5カ月間、国保運営健全化のために戸別訪問をして、徴収率の向上に努めているということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市長の方から厳正に対応するというふうに答弁ありましたけれども、その厳正というのをですね、職員がどういうふうに意識するかというのが、もう大事だと思うんです。その厳正ということでもう厳しく、とにかく払えない人からは容赦なく取り上げて、資格証明書をばんばん出していけという、そういう視点で対応するのか。それとも、市長が施

政方針の中で言われましたあの「仁」、ぬくもりですね、その視点をもって厳正に対応して、ちょっとそれが難しいのかも、その矛盾があるかもしれませんが、そういったことをですね、職員に徹底というか、機械的に払えないから保険証を取り上げてくると、そういうようなことではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 決して機械的に税を取ったり、資格証明書を発行したりということはありませんで、あくまでも納税者と一緒にお話をして、そして納められる方法を模索しながら納めてもらっていくということで進めるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それと、その特別な事情のところですね、特にとりわけ乳幼児のいる世帯で、その滞納世帯のところとかというのは、やはり乳幼児のお子さんというのは、いつ突発的に病院にかかる事案が発生するかわからない状況だと思うんです。さっきまで元気に走り回っていたけども、2時間、家に帰って時間がたったら急に熱が出るとかですね。そのときに、例えば夜間帯なら一般の薬局は閉まっているわけですよ、10時、11時の時間になったら。それで、病院に行くしかないんだけど、保険証がないために病院に行けないというふうな、それで場合によっては命を落とすようなこととか重症化していくことだってあるわけですから、とりわけですね、乳幼児の方がおられる世帯についてはですね、収入の状況等だけ聞くんじゃなくてですね、例えばお子さんに病気は、そういった病気ありますかとか、もう一つ配慮をさせていただく必要があるかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 配慮すべき事項であればですね、十分配慮はしておりますが、やはりまず税は納めていただくというのが税の公平ですので、十分その辺はお話をしながらですね、進めていくというのが、私たちの考えているところです。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、その配慮の方をきちんとしていただくようお願いいたします。

それと、フリーターや派遣労働者の把握はしていないということでしたけども、確かに若年層でそのフリーターとか派遣とかに入っている場合、親御さんの扶養に入っておられるという方も多いと思いますけども、実際に今深刻な若年層の雇用の状況についてはですね、各新聞、テレビ等でも報道されています。何も新聞赤旗だけが報道しているわけではありません。昨日も、おとといでしたかね、民間の報道番組でやっていましたけども、月給30万円というふうにならなくて派遣労働の募集をかけているけども、実際には総支給は20万円ちょっとで、それでそこから派遣の会社の寮費ですとか光熱費を引かれて、もちろんその派遣の会社は社会保険をその労働者に掛けていないわけですよ。その問題として、特に今正規の職員の求人も少ない中で派遣や請負とか、そういう就業の形態を選択する若者も多いわけですから、そのときにいろんな周知の仕方があると思いますよ。親御さんの、その保険のことをどうするのかというの

もですね、やはりきちんと市としてですね、啓発というか、していく必要もあるかと思えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 税としましては、あくまでも課税対象者、税を納める方とお話をしているわけですので、その中にフリーターがおられたり、ニートがおられたりということは把握はできておりませんので、世帯主の課税をされた方とお話をしていくと、その中で世帯主の方からお話があればですね、そういう実情も聞いていくということになるかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今後ですね、ただ全く把握しないというのは、今これだけ社会問題にもなっていますので、ぜひその把握をするように努めていただきたいというふうに思います。

あわせて、この太宰府市内にも大学もありますし、そういったところを卒業して就職するときにはですね、派遣とか請負という形で卒業していく学生だっているわけですから、現に。そういったところ、大学等と連携してですね、まずこの制度の徹底というか税の観点からも行っていく必要があるかと思えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 今フリーターとか、そういった方の保険加入の啓発だというふうな質問だと思います。

当然太宰府市については、短大等が多くて学生さんがたくさんおってあります。そういう方については、恐らく市内の方に住民票を移してないか、移してある方についても遠隔地ということで、親元の保険証を使うというふうな制度になっております。なお、そういった方についての国民健康保険加入につきましては、十分に窓口の方で対応しているかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 市内に、確かに今住民票はないかもしれませんが、ここで生活された学生さんがですよ、これから社会に出てスタートするときに派遣や請負についたとしてですよ、その会社が社会保険に関しては一切説明しないとか、そういうひどい会社だって現にあるわけですから、そこに対してのフォローはですね、やはり大学があるこの居住地の太宰府市がですね、大学等と連携してでも行うべきだと思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） まず、この保険制度というのは、やはり本人が18歳以上、二十になったら当然の制度ということで考えております。就職されれば当然そこに法人、有限会社、株式会社であれば当然そこに厚生年金がありますし、社会保険というのがあるというふうに考えております。そういった就職されていない方については、当然国民健康保険に加入になるというこの制度であるということで、そこは十分に承知されておるんじゃないかということと

らえておりますけど、機会あるごとに国民健康保険の重要性なりを啓発する意味におきまして、広報の機会があるときには、そういったところも含めて啓発に努めたいということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ大学等ですね、就職課とも連携して、まずその状況の確認をしていただきたいというふうに思います。

それと保険証の未交付世帯のところですね、未交付世帯、これは市からいただいた数字をもとに287世帯ということで、単純に3人家族と考えて861人の方に今保険証がないという状況というふうに言いましたけども、その点についてどうなっているか、確認をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 資格証明書の交付の世帯が12世帯、それから有効期限が切れている世帯が388世帯、それから保険証を未交付の世帯が287世帯でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 未交付世帯287世帯でございますけど、人数的には400人の加入がっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひ、保険証、その未交付の方等が来られてですね、これからもその窓口でぜひ柔軟にというか、まず厳しくではなくてですね、きちんと対応していただいて安心してですね、病院にかかれる体制をとっていただきたいというふうに思います。保険証一枚がですね、市民の皆さんの命綱になるわけですから、保険証がないために病院に行けないという実態も、私も病院におりましたので、もう嫌というほど見てきました。保険証を持たずに病院に来る、もう救急車で搬送されてくる方というのも毎日のように見てきましたので、そういったことがこの太宰府市からは少なくとも起こさないという視点でですね、この国保の問題については取り組んでいただきたいと思います。

それで次にですね、高額療養費の問題について質問いたしますけども、先ほど市長の答弁の中では確定申告のときに、要は資料として出して、また戻してもらえんということがあるというふうに言われましたけども、実際私も病院の窓口にてですね、そういうことを知らないでもう税務署に出してしまっ、その再発行をしてくれと言ってこられる方がおられるんです。それで、再発行するときに大体手数料をいただきますけども、何で手数料を払わないといけないんだというふうに言われる方がおられるんですね。大体市内の病院どこも1,000円以上手数料を取っているというふうに、私もこれ調べましたけれども、1,000円以上大体取っています。そうなると、極端な話ですね、例えば1万円還付されることがわかったけども、領収書をそのために10枚再発行が必要だった。じゃ、逆に1万500円医療機関で払うわけですから、市民の方にとってはむだというか、結局むだな努力というかですね、そういうことで終わってしまうこともあると思うんですけども、これはその高額療養費の還付というのはですね、これだけ

生活が厳しい中で市民の皆さんにとってはお金が戻ってくるわけですから、とても楽しみというか、そういったことでもどれぐらい戻ってくるのかとか、そういうことも楽しみにされると思うんですけども、そういったときにですね、市の広報でそういった案内等がされておればですね、少しはそういった市民の皆さんにも手間を取らせることがないかと思うんですけども、ぜひその点についてはお願いいたします。

それで、あわせて4月からの高額療養費の窓口払いの件ですけども、確かに今、市長、4月1日の広報できちんと、広報できちんと案内をしたというふうに言われますけども、この継続的というのをですね、不規則じゃなくて、できればもう極端な話、毎月ぐらいのペースで載せていただきたいんです。だれがいつ入院するかというのはわからないわけですから、その広報をたまたま見た人がそのとき入院して、あのとき広報に載っていたから助かったというふうに思われることもあるでしょうし、たまたま5月の広報には載っていなかったから、その後入院したときにその制度のことがわからなかったということもありますので、ぜひお願いします。

病院の窓口にありますと、まず患者さんが入院されて聞かれるのは、大体費用が幾らぐらいかかるのかというのをまだ、入院した当日に聞いてこられる方もおられます。それで、手術等すれば当然高くなりますし、胃とかを切除してですよ、その後1泊ICUで集中治療して、その後一般の病棟に戻って1週間ぐらい療養しても、それでも結構もう10万円、場合によっては20万円近く患者さんに請求額が行くわけですから、そのときにですね、この医療機関での高額療養の窓口払いの制度というのが周知されていけばですね、必要ないお金のことを心配せずに安心して病気を治すということに集中していただけたと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市政だよりにつきましては限られた紙面でございます。それで、毎月、毎号そのことについて掲載するということは不可能でございます。市政だよりよりも、毎年か隔年ごとに市民便利帳という冊子をつくっております。そこの中に高額療養費につきましても、そういう手続の方法等を載せることができますので、市民便利帳の方で考えさせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今その市民便利帳というふうに言われましたけども、広報の方がページ数の関係で難しいというふうに言われましたけども、じゃホームページについてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ホームページにつきましては対応ができますので、そのようにしていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、この国保についてはですね、絶えず市民の皆さんの命がかかっている問題だということで、ぜひ対応の方をしていただきたいと思います。これで1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め。

市長。

○市長（井上保廣） 後期高齢者医療についての選出議員としての所信というふうなことでのご質問をいただきました。

来年4月から始まります後期高齢者医療制度は、今後急激に伸びていくことが予想される老人医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい新たな制度として創設をされました。保険給付につきましては、今までと同様の給付が行われます。費用負担におきましても保険給付費の10%を高齢者の保険料で賄いますが、所得に応じた軽減の仕組みや激変緩和措置が設けられております。私も福岡県の広域連合議会議員として、高齢者の方が安心して医療が受けられる制度が確立されるよう、今まで老人医療制度にかかわってきた経験を生かしながら、議員としての務めを果たしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今市長が安心して医療が受けられる制度をつくるために頑張ると言われましたけども、実際高齢者の方がですね、来年4月から始まる後期高齢者医療制度のことについて何と呼んでるかというふうに言ったら、老人会の方からお話伺いましたら、長生き税というふうに言われました。長生きした分だけ国から余計に税金を取られるようになったと、そういうふうにとらえておられる方もおられます。実際にですね、高齢者の方になれば当然病気1つだけじゃなくて2つ、3つと複合的に持っておられるわけですから、必然的に医療費が一定かかるというふうに思うんですけども、そのときにですね、昨日も代表質問で出ましたけども、一人でも多く健康な市民をつくるというふうに、そういうことが出てましたけども、そのときにですね、ちょっと風邪を引いたから病院に行くという、それを批判する風潮がありますけども、逆にちょっと風邪を引いて病院に行った方が、むしろその段階で予防ができるわけですから、その方がむしろいいわけですよ。風邪を引いて病院へ行って、薬をもらって、きちんと治せばですね、風邪引いたからということで我慢して、1週間、1カ月我慢して、その後病院に行って肺炎にかかっているとか、そういうことだって高齢者の方に対しては起き得ることですから、ぜひですね、その点についても議会の中でですね、市長が議員として主張をしていただきたいと思いますし、あわせて市長が所信表明の中で言われた市長と語ろうという座談会ですね、今後どういうふうに、まだスケジュール見ておりませんのでどういうふうになるのかというのも、ちょっとわかりませんが、恐らくもう今年じゅうというか、すぐにでも始めるということよろしいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、この後期高齢者の医療制度の中での福岡県の広域連合でございますけれども、その中でいろいろ、75歳以上の高齢者の方がそこの仕組みの中に入るわけですが、やはり基本は代表質問でありますとか、議員の皆さん方も一緒の考え方であるというふうには私は思っておりますが。いずれの市民も、やはり健康で生き生きとした生活をするというようなことが基本であろうと思います、そして、万が一そういった病気にかかった場合については、そのための保険制度であるわけですから、どんどんかかりなさいというふうな奨励をするわけにはいきませんが、やはり自分の健康を自分で守っていくというふうなことを基本として、あらゆる総合行政の中に市民の健康管理というふうな面から、私どもは努力する必要があるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 済いません。どうも、私が最後、今の質問で言いたかったことはですね、それだけ高齢者の方が、新しくこの始まる制度についてですね、まだ骨格しか見えてませんので、具体的な中身は見えてませんが、不安に思われているというふうな事実がありますので、ぜひ市長がですね、議会にこれから行かれますので、その議会の動きはですね、ぜひその座談会できちんと、高齢者の方がですね、後期高齢者に当てはまる方がですね、一人でもおられるんなら、ぜひ市長みずからその発言をしてですね、状況の説明等もしていただきたいんです。それが市民の皆さんが持つておられる不安を解消することになると思いますけども、その点、市長どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのための議員であろうと思いますので、あらゆる状況と太宰府市の実情、市民の代表で出るわけですから、私は頑張る努力したいという姿勢については変わりません。

それからまた、ふれあい懇談会を各地域の中に計画もしておりますし、市民の皆さんと触れ合いながら、そのことも一つの、テーマの一つになれば幸いと、また私どもの方からも情報の報告はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） ただいま市長の答弁がありましたんですけど、まず広域連合の議会につきましては、第1回目が7月ということで予定されております。その7月の議事については、連合会の議長、副議長の選任並びに専決事項としての報告で組織、人事、給与、財務等の条例、それから平成18年度予算、平成19年度の暫定予算ということでございます。それで、第2回目の議会については、明けて1月ごろの予定ということで、この広域連合規約等の中身については、その時期を待たないと詳しくは決まてこないというふうに考えておりますので、早い時期にふれあい懇談会等をされた場合についての連絡事項等があるかどうかということとはわかりませんが、その都度的確に報告をしていきたいというふうなことで考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。



○2番（藤井雅之議員） 今、健康福祉部長言われましたけども、その7月に1回目があって、次はもう来年の1月ということ。かなりあきますけども、その来年の1月でそれでその3カ月後にはもう制度がスタートするわけですよ。その間にですね、その高齢者の、今でさえ不安に思っておられるのにですね、1月にやっと議会があって、それで4月から始まるというようなですね、ちょっと余りにも期間が短か過ぎるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 当然おっしゃられるとおりでと思います。ただし、7月以降集中的に各市町村の状況等を把握するために資料提供等があると思います。そういった流れの中で、当然1月までには情報等の公表もあるというふうに考えておりますので、その都度必要に応じてお知らせできるものについては知らせていきたいということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。

それで、市長も本当に、もう一回引用いたしますけども、施政方針の中で仁、ぬくもりということを言われておりますので、ぜひこの広域連合の中でですね、太宰府市民の皆さんだけじゃなくて福岡県のこの制度を市長がですね、きちんとぬくもりがある制度をつくっていくんだということで発言の方をしていただきたいと思いますし、保険証の取り上げとかですね、そういったことを絶対に起こさないというふうにぜひ決意していただくことをですね、お願いしまして、質問の方を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の個人質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行わせていただきます。

今年4月の統一自治体選挙では20年ぶりの市長選挙が行われました。選挙を行うことは自治体の現状を把握し、市政のあり方を市民に問いかけると同時に、首長を政策で選ぶことができるという面からも大変大きな意義があると思います。

井上市長におかれましては、3名の立候補者の中から選ばれたということで、今後の市政運営を多くの市民が注目していくことになると思います。また、今回の市長選挙では、初めてマニフェストが導入されました。施政方針の中でその進め方について概略説明が行われ、代表質問の中でその検証が行われております。しかし、市民に具体的な約束をなさり、今後4年間これに沿って市政運営を行われることになると思いますので、代表質問と重なる点が出てくるかもしれませんが、この大変重要なマニフェストについて、まずは市長のお考えを伺っておきたいと思います。

お隣の筑紫野市長が後援会用に準備されたマニフェストは、小冊子になっており、市民を交えたマニフェスト作成委員会を設立され、何度も会議を重ね、完成するために約1年かかった

ということです。私個人としては、先日の代表質問でもありましたように、100種類以上、つまり上下水道、道路や側溝、公園整備などの市民の身近な生活環境から教育、福祉、年金や税金問題、太宰府市全体の将来を見据えたまちづくりに至るまで多岐にわたる市長のマニフェストをわずかA4一枚であらわすことは不可能だと思っています。したがって、井上市長もこのマニフェストには書き切れなかった部分も多いのではと推察しております。

これは、今後の法律の課題だとは思いますが、市民の手元に渡っているのはこのA4の紙一枚です。ですから、市長のお考えをもっと具体的に聞きたいという市民の声が大変多いというのが現状です。今回配布された市長のマニフェストは、大きく5つの項目から構成されております。この中には、私が1期目に何度も申し上げてきた教育や福祉の充実が盛り込まれており、評価できると私は思っております。今回はその中から、特に私の周りにおられます市民から特に尋ねてほしいという要望が多かった3つの点についてお伺いしたいと思っております。

その具体的な質問に入ります前に、まず厳しい選挙を経験された市長に対し釈迦に説法とは思いますが、市長はこのマニフェストと従来の選挙公約との違いをどのようにとらえていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思っております。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩します。

13時から再開します。

休憩 午前11時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） まず、選挙公約とマニフェストのとらえ方についてでございますが、選挙公約とマニフェストは全く、市民に公表する点では共通のものでございますが、インターネットでありますとかいろんなところから調べますと全く別のものの意味合いもございます。

公約の各項目について、数値目標や期限を明記したものがマニフェストであると言われております。いわば有権者との契約であろうかと、こういうふうな認識をいたしております。今年の統一地方選挙から正式にマニフェストの導入が認められました。今回私の選挙公報でありますとかあるいはパンフレットでは、数値目標や期限を明記できるものは極力明記をいたしておりますけれども、私は私のマニフェスト等について自分なりに作成をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

今ご答弁いただきましたように、以前の選挙公約に対しましてマニフェストというのは財源と期日を明確にしたものです。つまり、この政策を行うために一体どこから幾ら財源を確保して、いつまでに行うかということをはっきりと明らかにして実施するため、より確実な市民に対する約束

ということになります。しかし、先ほど申し上げましたように、こちら手元にありますこういったA4一枚で施策の詳しい内容とあわせてすべて書き込むことは大変困難ですから、今回その点を市長の言葉でご説明をいただきたいと思っております。

まず、市役所の開庁時間延長及び休日開庁についてなんですが、昨日の答弁でまず10月の機構改革をもとに2月をめどに行うという回答でした。そのため、詳細については10月の機構改革を待たなければわからないということでしたので、後日この点につきましては改めて質問をさせていただきたいと思えます。

そして、2点目になりますけれども、このマニフェストに書いてあります「待機児童ゼロ作戦の推進、認可保育所の定員を拡充します。そのためにまず市立南保育所の定員数60人を90人に増やします」というマニフェストがございます。この件につきまして、昨日の清水議員の質問の中にもありましたように、この南保育所は現在でも定数60名に対しまして30名強の児童数しかありません。南保育所は開所当時の定数が90名で、それを昭和63年に60名に削減され、今回増やすというよりもとに戻されようとしているのが経緯だと思います。その施策の実施時期と、それから定数を60名から90名に増やすという定数増に見合う南保育所の職員配置について、どのようにお考えなのか市長にお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、既存の保育園、保育所の定員拡充、拡大でございますけれども、待機児童解消のために毎年市内の認可保育園と既存施設の活用や施設の拡充によります定員の拡大に向けまして協議を行っております。これからも市内の認可保育園と協議を行うようにいたしますけれども、この選挙公約、待機児童ゼロ作戦として施政方針におきまして市立南保育所の定員を60名から90名に増員するなど、認可保育所の定員拡充を図ると掲げております。このことにつきましては、今後の定員数拡大の諸手続を行い、付随する要件を整えながら待機児童の解消に努めてまいりたいというように思っております。初めから配置職員、保育士等々が明確になる場合と、その手続を通して、そして4年間の中でこのマニフェストをどうしたら実現できるかというふうなことで具現化するのがこの選挙公約というふうに私は思っております。

いずれにしても、創意工夫しながら、現に私が選挙期間中におきまして市民の多くの皆さんと接した中で、子育て支援でありますとか、あるいは高齢者の問題でありますとか、いろんな問題をやはり直接耳にし、学ぶにつれましてこの待機児童の解消、やはり保育所に今入れない児童を抱えた家庭がいらっしゃる、これを何とか解消するように努めるのは為政者として当然であるというふうに思っております。

そういった中から南保育所にありますは、もともと90名でもって、私は職員をいたしておりましたけれども、建設したわけでございます。今いろんな同和問題等向け保育所というような形で設立しておいた関係上からいろんな制約もございました。しかしながら、今、今日的な状況から見ますと、昨日もご質問にも答えましたけれども、今の保育所、公立保育所をすべて見直して、本当にそこに必要としている人について、そこに入れていくと、入所させるという

ふうな手だてをとるのは当然ではないかというふうに私は考えたわけでございます。いろんな困難事があるうともそれに向かって60名を90名、そういった定数があるわけですから、また施設整備は整っているわけですから、私はそれに向かって今の待機児童解消に向けて今できること、金をかけずにできること等の中から私は実行していきたいというふうに思っております。配置保育士の問題等々については、既に今おるわけですから、加配保育士等についてもおるわけですから、その辺の不足する部分等については臨時職員でありますとか嘱託職員でありますとか、税を使わなくてもできるような、そういったあり方、方法を考え、講じていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今のご回答の中でちょっと整理をさせていただきますと、実施時期についてはこの市長の1期4年間の間にいずれかの時期を見て行うということ、職員配置につきましてはできるだけ財源を使わずに今ある人材の中もしくは臨時職員等を使って対応していきたいというふうに私は今解釈いたしましたけど、これでよろしいでしょうか。

（市長井上保廣「そうです」と呼ぶ）

○4番（渡邊美穂議員） しかし、今申し上げましたように、現在のままで南保育所の定数を増やしたとしても、現在既に定数割れをしているという現状がありまして、定数を増やしても児童数が足りないという結果にもなりかねません。その解決のためにはですね、具体的にどのような方法で児童を集めるのかということがポイントになると思います。つまり、現在なぜその南保育所が定数割れをしているのか、ほかの保育所では待機児童がいるのに南保育所は定数割れをしているのか、その理由を明らかにしなければ対策は立てられないと思います。公立を含めた認可保育所の中で、今一番待機児童が多いのがおおぎの保育園、そして筑紫保育園、そしてさらに南保育所というふうが続いていくわけなんですけども、なぜあの地域ですね、西鉄都府楼前駅から大佐野地域ですけれども、なぜあの地域に希望が集中するのか、その理由を突きとめて、その待機児童が本当に南保育所に来られるのかどうかを確認しなければ、その待機児童の問題を根本から本当に解決するという事は困難だと思いますけれども、いかがでしょうか。市長は何かお考えをお持ちでしたら、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 南保育所がなぜ60名割れしておるのかと、これは渡邊議員もご承知だと思います。今までの経緯の中から今日南保育所があるわけですから、そのために南保育所が果たした役割というふうなものは非常に大きいわけです。私はそれを踏まえつつ今の状況を打破するためにどういった手だてがあるかというふうなことで、今待機児童を解消するというふうな、今こういった課題のある中で解決を同時に図っていこうというふうな考え方を持っているわけでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その南保育所の活用につきましては、ちょっと次の項目とも関連するの

で、後でまたちょっと私自身の私見を述べさせていただきたいと思いますが、その次の項目なんですけども、マニフェストの中にですね、同一世帯から3人以上の児童が入所している場合は3人目から無料としますというマニフェストがあります。これはですね、無認可保育所を含めてなのかがまず1つ。それから次に、市長のマニフェストに該当する家庭が今現在何軒あるのか。そして、0歳児から最長6年間という保育所の中でですね、兄弟児が3人ともいなければならないということだとしたらですね、当然年齢が一定離れてますので、その兄弟児が小学校にすぐに入学するという可能性が考えられるわけなんですけど、兄弟児が小学校に入学した場合、3人目の保育料はその時点から有料になるのかどうか。この3つの点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このマニフェストの中におきましても、子供の3人目をお持ちで保育所に同時に預けていらっしゃるご父兄の保護者の負担軽減というふうな立場の中で、私はこれも選挙期間中間わず、私が1月に退職しまして2月以降選挙まで、市民の皆さん方の声を聞いた中で結論でございます。やはり保護者の負担を幾らかでも、3人いらっしゃる方々の軽減を図ること、それから少子化というふうなことで、やはりそのことが負担になって子供の数を考えていらっしゃる家庭の女性の皆さん方のそうしたことが制約になっておるのであれば、また負担になっておるのであれば、どうかしてそのことを解消に向けて行うというふうなことがそもそもの発想でございます。

入所者数が、私は1月29日の調べでいきますけれども850人、3人保育所に入所されている方がその1月現在で15人と。年間金額で申し上げますと50万円余と。私は市長の報酬を1割カットというふうなことをしました。初めのそもそもの発想は、ここから来ております。そこに充てたいなというふうなところからの発想でございます。その後マニフェストにつきましては、月日とともに、時間とともに市民と接する中から、また1日、2日たつに従って修正に修正を加え、そして項目整理を行い、そして最終的にこういった一枚に仕上げているというふうなことでございます。中身については、それなりの奥の深いというふうなことについてご理解をいただきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今、市長の方から回答を申し上げましたけれども、今の市長の説明の中、あるいは今の子育て支援の保育料というものがございますので、この分につきましては児童福祉法の中の認可保育所、認可外は含まれていないというところの試算で回答されたものでございます。

この分につきましても、マニフェストで公表されておりますように、同一世帯から同時に3人というところがございますので、上のお子様が進学されましたら、あと保育所に残ってある方が2人とかということになれば、そのときには3人目からという、そこは外れるという形になりますけれども、また残ってある方が次お生まれになって3人同時にいらっしゃるという場

合は3人目の対象から該当するということになります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、丁寧なご回答ありがとうございました。

しかし、私はやはり今お伺いをいたしまして、幾つか課題点というのをあえて指摘をさせていただきますと思います。まず保護者の出産と職場復帰、この時期によっては一番上の子供と3番目の子供が同時期に一緒に保育所にいる時期が半年程度しかないというようなケース、同じように3人の子供を産んでいるのに子供のわずかな月齢差で全く援助が受けられないというケース、これは逆に不平等感を与えかねないと思います。また、現在は母親がですね、育児休暇の間、3歳以下の兄弟児は保育所を退所させなければなりません。したがって、職場復帰するときに兄弟児3人とも認可保育所に通園させることができるという保証はないわけなんです。希望の認可保育所にあきができるまで無認可保育所に通わせる場合、その3番目の子供の保育料はどうなるかなど、こういった問題点をまず指摘することができると思います。

そして、一番申し上げたいのは、今市長の思いは非常に伝わったんですけども、公立保育所の保育料は3番目の子供の場合、最初の子供の10分の1程度になります。例えば、最初の子供の保育料が月額2万7,000円の場合、3番目の子供は2,700円です。その子供が2歳以下でも月額3,000円ということになるわけですね。これで計算いたしますと、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、該当世帯数が15世帯、そして年間予算約50万円ということになるわけなんです。これがですね、市の子育て支援施策の一つというのは、やはりちょっと大げさかなという気がいたします。自治体によっては、第3子から出産祝い金を100万円以上出しているような自治体も今数多く見受けられます。今市長がおっしゃいましたように少子・高齢化に対応して3人以上の子供を持つ保護者を応援するためには、費用の面でももちろんそうなんですけれども、同じような条件で3人以上子供を持たれる保護者を応援するのでしたら、今の該当世帯数が15世帯しかないで、そうではなく3人以上、もっと広範囲に保護者を応援する必要があるのではないかと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 必ずしも財政的な支援だけではなくて、いろんな子育て支援はございます。

例えば子育て支援センターの拡充でありますとか、あるいは集いの広場事業の実施拡大、充実強化でありますとか、あるいは子育て支援拠点の設置でありますとか、あるいは地域子育て支援センター事業の充実、あるいはいろんな公民館の中で子育てを中心とした保護者同士が集まって子供と触れ合いの場を設けていらっしゃいます。そういったところへのやはり支援といいましょうか、これは物心両面、必ずしも予算的なものではありません。やはりそこに支援センターがあるわけですから、出前保育でありますとかいろんな支援の仕方は全体的にはあるだろうというふうに思っております。

特に、私は3人目から無料というふうにいたしましたのは、今も言っておりますように財政的な支援を幾らかでも緩和するという。やはり、たかだか50万円かもしれないけれど

も、私は回る中において、いろんな高齢福祉の問題等々につきましても金額の多寡じゃないと、そこに入り口から出口の施策の中に、市としてのあるいは政策の中に人としての優しさがあるかどうかだよというふうに訴えられました。冷たいというふうなことも言われました。そこから私は発想し、みずから変わろうと、私が変われば太宰府市も変わると、また私が変わらなければ変わらないと、そういった現場主義、そういったところにより頭の中だけではなくて、実際の行動の中に気づきましたからこのことについて私なりにまとめ、4年間を通して誠実に私は実行していこうと、できるものから実行していこうというふうな考え方です。

マニフェストにつきましては、今マニフェストをつくる段階で、予算でありますとか見通しを当然立てなければなりません。しかしながら、私はたまたま行政に身を置いておったからある程度わかります。そうでない方については、その見通しが立つでしょうか。恐らく無理だと思います。やはりマニフェストは、自分の、その人その人が市民と接した中で自分はこういったまちづくりをしたいというふうなイメージに基づいた着想であっても私はいいと、あとはそこに就任したときに私の補助者として300人からの職員がいるわけですから、その中で練って、そして散りばめ、どの時点でそれを従来の施策と整合性を持たせて、具現化するかというようなことを図ればいいんだというような基本の考え方はそういうふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 市長のこのマニフェスト、私は否定するわけではなくて、最初に冒頭申し上げましたように市長ご自身が市民の様々なご意見を聞かれて、その中から発想されて、現在緒についたばかりというものもたくさん施策としてはあると思います。それをですね、いかに効果的に今後やっていったらいいのかということも私たち、議員の一人として私は考えていきたいと思っているんですけども、今回私はですね、このマニフェストを見まして、就労しているいないにかかわらず3人以上の子供を持っておられるお母さん方5人にいろんなご意見を伺ってみました。

まず、3人以上の子供を保育所に預けてあるお母さん——これは同時期かどうかというのは別といたしまして、3人預けたという経験があるお母さん方ですけども——にご意見を伺いますと、3番目の子供が生まれたときにですね、兄弟児について今までのように退所させるのではなくて、そのまま保育所で受け入れておいてほしいという意見が圧倒的に多かったです。前段で申し上げましたけども、育児休暇中保育所を退所させられた児童が保護者の職場復帰後同じ保育所に通えるという保証は現段階ではありません。保護者の多くはですね、子供の環境が短期間に何度も何度も変化することを望まれません。

次にですね、現在働いていない保護者、3人以上のお子さんを持っている保護者の場合ですね、子供の受け入れというのは無認可保育所しかありません。子供が3人も生まれたから働きたいという保護者はかなりいらっしゃいます。しかし、認可保育所ではですね、ここに書いてありますけども、在職証明とか採用見込み証明、こういったものがないと対象からまず外されてしまいます。しかし、職探しとか面接というのは小さな子供を抱えていては非常に困難で

す。求職中その兄弟児を含めてすべて無認可保育所に預けるといことになりますと、その費用はばかにはなりません。また、その核家族化によって、保護者の病気などで一定期間、それが入院とかではなくて例えばインフルエンザで1週間とかそういった短い期間ですけれども、昼間の育児が行えないといったような場合も出てきます。

私は一定条件のもとですが、保護者が働いていない家庭の子供の一時的あるいは一定期間の受け入れに先ほど申し上げました南保育所を活用できないかなと考えております。マニフェストどおり南保育所を90名受け入れ態勢にした場合ですね、仮にすべての待機児童、今年は17名だそうなんですけれども、南保育所に行ったとしてもまだ受け入れは可能です。これは保育所の趣旨からは外れることになるかもしれませんが、自治体の独自の施策として検討する意味はあるのではないかと私は思っています。

いずれにいたしましても、市長が子育て支援することを約束され、こういった具体的な施策も出てきたわけなんですけれども、それを先ほど申し上げましたようにできるだけ多くの市民に喜ばれるものにするためには、市長ご自身もマニフェストでおっしゃっておられますけれども、実際に保護者のご意見をもっと、このマニフェスト一つ一つにターゲットを絞っても構わないと思うんですが、そういった保護者に的を当てて当事者のご意見を聞かれてからさらに深めていかれた方がより効果が上がると思いますけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はもちろんでございますけれども、職員あるいはすべてこれにかかわる人たち、現場主義と申し上げております。やはり人の声を聞く、意見を聞くと、現場主義の中で、これは大切だと。それなしには本当の施策はないだろうというふうに思っております。その対象となる人たちがどう考えているのか、どういった給付を受けた、給付を受けた人が本当に自立し助かっているかどうか、役立っているかどうかというふうな検証は必要だというふうに私は思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今のご回答でもありましたように、できるだけ市長ご自身もみずから外に出ていかれるとおっしゃっておられますように、広くそういった当事者の方々、これは障害者の方もそうですけれども、直接ご意見をお伺いになっていただきたいと思います。

それでは次に、小学校の耐震工事についてお伺いをいたします。

私が以前一般質問で小・中学校の大規模改修工事とあわせて耐震化を行った場合、約50億円の予算が必要だという試算を申し上げました。そのときですね、今の平島副市長が平成23年度以降の財政の好転を見た上で取り組んでいくというご回答をいただいております。今回市長のマニフェストでは小学校の耐震化工事を本年度と来年度、平成19年、平成20年度に実施しますというふうに書かれているんですけれども、これは来年度までに終了するという意味でしょうか、それとも来年度までに取りかかるという意味でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。



○市長（井上保廣） 3項目めの耐震改修工事の計画及び財源についてお尋ねでございます。

小・中学校の施設につきましては、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場でございます。災害発生時には地域住民の避難場所ともなる重要な役割を担っているところでございます。したがって、年次計画を立ててこの耐震強化の事業等については実行していきたいというふうに考えております。なお、小・中学校の体育館のうち、耐震補強を必要といたしております体育館につきましては、平成18年度にすべて耐震補強工事を終了いたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まだ回答漏れがあったと思うんですけど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 私の方から工事計画と財源について回答をさせていただきます。

平成13年度に耐震診断を実施しておりました水城小学校と太宰府小学校の耐震補強工事、さらに本年度に耐震診断を行います太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校及び学院中学校の管理棟及び教室棟につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、年次計画により着手いたします。なお、財源につきましては、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金及び起債、残りを一般財源で予定をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 濟いませぬ、再度確認をしたいんですけども、この小学校の耐震化工事についてなんですけど、これは平成20年度までに終わるという意味ですかね。それとも、平成20年度までに取りかかりますよという意味なんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 繰り返しになりますが、本年度耐震診断をした結果ですね、耐震補強工事をしなければならないと出た場合は年次計画しますが、耐震補強工事が不要という診断もあり得るわけです。そういうことを踏まえて平成19年度、過去に診断した分がありますので、その設計を行い、耐震補強工事の設計を平成19年度行い、平成20年度から工事に着手します。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、平成20年度までに取りかかるというふうな解釈でよろしいわけですね。本年度中に耐震診断をすべて終了させるという解釈になるかと思っておりますけども、これは耐震補強工事に対して否定的な考え方をしているわけじゃないんですけども、ご提案なんですけど、いずれにしても校舎が今かなり老朽化をしておりますので、学校としては規則というか法に定められた大規模改修を必ずこれは行わなければならないわけなんですけど、大規模改修に先行しですね、仮に今回予算を若干いただいておりますけども、大規模改修に先立って耐震化工事を行った場合ですね、さらに大規模改修のときに余分な費用がかかることになるのではないかなというふうに私は素人ながら思います。つまり、大規模改修と耐震化工事を同時

に行うことによってその費用のむだをなくすことができるのではないかと思います。

申しあげましたように、小・中学校の耐震化工事とあわせた大規模改修工事が平成15年度からストップしたままで、毎年そのツケが回っておりまして、昨年度で先ほど申しあげました約50億円という巨額な予算が必要になっています。校舎の老朽化というのは年々進んでいくため、大規模改修工事の費用は年を追うごとにかさんでくるわけなんです。先日も代表質問でおっしゃっておられました、テレビでも紹介されましたような校舎の補修などを現在は局部的な営繕工事でを行い、同時に耐震化工事を進めることですね、年間これ数千万円もの予算を使って行うわけですが、その後から大規模改修工事でまた何十億円という予算を使う場合とですね、仮に今何らかの工面をしてもできるところは一気にやってしまった方が安く済むのではないかというふうに思っていますが、これは検討してみる価値はあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） ご提案の内容につきましては、大いに検討する考えがあります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ちょっとマニフェストには書かれていないんですけども、関連いたしますので一応確認をしておきたいのですが、最後にですね、中学校の校舎の耐震化工事についてはこのマニフェストに書かれていないので教えていただきたいんですけど、いつ始めるのか、このお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 先ほど私の方から申しました中学校については、学業院中学校の管理棟と教室棟、これが診断が必要ということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは小学校と一緒にあわせて行うというふうに今解釈してよろしいですか。

（教育部長松永栄人「はい」と呼ぶ）

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。

今、大規模改修工事もあわせてお考えになるということでご回答いただきましたので、費用対効果の面も考えましてできるだけむだのないように進めていっていただきたいと思えます。

私は、最後になりますけども、先ほど申しあげましたように、この市長のマニフェスト自体を否定しているわけではなく、おっしゃられましたように市長が助役でいらっしゃったからある程度一定具体的な数値が出てきたものというふうには考えております。しかし、先ほども申しあげましたように、内容これをさらに深めまして、そしてより多くの市民の方に受け入れていただけるようになるために私たち自身もですね、この経緯を見守りながらできるところはご提言をしていきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の個人質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、質問に先立ちまして、新市長の誕生を心よりお喜び申し上げます。

井上市長は、よく儒教の最高の徳目である仁を例に、人と人の助け合いやいたわり、思いやりの大切さを説いておられます。また、施政方針の中でも触れられてある知行合一は陽明学の柱となる教えであり、リーダーの心がけとして必須のものであると考えます。心を離れては理が存在しない、すなわち心即理、人間の先天的、道徳的知覚力、判断力を発揮せよ、到良知、認識と実践を一致させる、すなわち知行合一、これらの教えは多くの信奉者を生み、古くは吉田松陰、高杉晋作、西郷隆盛、河井継之助、佐久間象山、近年では平成の元号の生みの親とされる安岡正篤氏などおられます。また、大塩平八郎、三島由紀夫など激烈な性情の人物が多いことでも知られています。私はこの中で備中松山藩の山田方谷のことを取り上げたいと思います。

山田方谷は文化2年、現在の岡山県高梁市近在の農商の家に生まれ、5歳のときから朱子学を学び、神童と称されたとのことですが、両親の死によってやむなく家業の製油業を継ぎ、その傍ら学業にも励みました。その様子が藩主板倉勝職の目にとまり、文政8年、1825年二人扶持を与えられ、藩校有終館の会頭となりました。江戸遊学後は朱子学から陽明学に転じ、陽明学者熊沢蕃山に多大な影響を受けました。嘉永2年勝静が藩主となるとともに元締め役兼吟味役に抜擢され、ついに藩政の表舞台に立つこととなります。そして、当時破綻寸前だった松山藩を奇跡的な改革で立て直し、負債10万両、現在にいたしますと1,000億円近くを返済したのみならず、さらに10万両の余財、貯蓄を見るに至ったのであります。また、改革終了後、世は幕末の動乱期で、松山藩の藩主である板倉勝静は江戸幕府の筆頭老中で徳川慶喜に次ぐナンバーツーという地位にありました。しかし、ご存じのとおり江戸幕府は崩壊し、松山藩は賊軍として薩長や備前の軍勢に取り囲まれました。この難局を乗り切ったのも、実は方谷の指揮によるところが大きく、松山藩は四面楚歌、絶体絶命のピンチを一人の戦死者も一軒の民家も焼くことなく乗り切り、備中松山城の無血開城をなし得ました。山田方谷という人はどんな局面でも、どんな偉い地位に立とうとも必ず藩民のことを第一に考え、当時の武士のメンツや意地よりも藩民の命と利益を優先しました。方谷は封建時代の江戸時代であっても現在でも事あるごとに言われている、国や藩主は人民のためにあるという考えを行動として貫いた人でした。

以上、陽明学の先人について述べさせていただきましたが、私は井上新市長もこの系譜に連なる方と信じて疑いません。太宰府市の発展と市民の最大限の幸せのために緊張感を保ちつつ、ともに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、質問に入ります。太宰府東中学校付近では、昨年2月、3月と続けて登校途中の生徒をねらった不審者が出ています。地域ボランティアやPTAによる立哨等も行われているようですが、市としてその後どのような対策をとっておられるのかお聞かせください。

他の自治体では、厳しい財政をやりくりして業者委託や職員による巡回パトロールを行っているところがあるようです。本市においても、学校、保育所、児童館等の子供に関係する施設を中心に地域を巡回することにより、子供の安全確保と地域の犯罪防止を図ることができると思います。市民の安全・安心のために青色回転灯をつけたパトロールカーで市内の巡回を行ってはどうかと考えますが、市のご見解をお聞かせください。

次に、携帯電話基地局の建設をめぐる問題についてお尋ねします。

携帯電話基地局の建設をめぐり、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きています。今後も市内各所で同様の問題が起きていくと予想されますが、市として何か対策は考えておられるのか、もし何かお考えがあればお聞かせください。

平成17年9月定例会でも質問いたしました。そのときの建設部長のご回答では、建設に伴う住民の反対が3件あり、解決には至っていないとのことでしたが、その後どうなったのか。また、現在まで新たなトラブルが起きていれば、把握されておられる範囲で結構ですのでお聞かせください。

前回の私の質問で、当時の前市長は概略「こういう施設については住民はすぐ反応するが、必要性があるのだから影響もあるだろうけど建設に協力していただきたい」とのご答弁をされましたが、この回答には電磁波をめぐる問題意識が全く欠如していると言わざるを得ません。日本の電磁波に対する取り組みや規制値は諸外国に比べて大きく遅れています。前回の質問でも述べましたが、電磁波が人体、特に子供に与える影響は真剣に考えるべきものがあります。不眠、頭痛、吐き気、倦怠感から脳腫瘍、白血病、小児がん、またペースメーカーへの悪影響まで多くの関係が疑われています。また、基地局は倒壊のおそれ、周辺環境、景観の破壊、落雷被害、電磁波の障害の可能性など、多くの問題を抱えています。まず、国が法を整備し、対策に取り組むことが第一ですが、現行の法制度の中でも紛争を未然に防止し、良好な生活環境の実現のため、独自の条例を制定して対策に、対応に当たっている自治体も出てきています。本市におきましても、この問題が10年後、20年後に第2のアスベストと言われぬように、また地域住民の不安を取り除き、子供たちの健やかな成長を守るためにも早期の条例制定が望まれるところですが、どうお考えでしょうか。市長のご所見をお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） お尋ねの市の職員または業者委託によります市内循環パトロールについてお答えを申し上げます。

現在、各行政区やPTAによります夜間パトロール、登下校時の見守り活動が行われております。また、昨年8月より防犯専門官によります防犯パトロールや防犯相談を行っておりま

す。詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 子供たちが伸び伸びと育っていける安全で安心な地域社会を実現することは私たち住民のすべての願いだと思っております。しかしながら、昨今では子供が犠牲者となる痛ましい事件の発生や、その前兆である不審者の出没、声かけ事案の多発など憂慮すべき状況にあり、全国的に子供の安全対策が叫ばれております。子供は地域の宝であることを再認識し、より効果的な見守り活動を展開して、子供たちが安心して過ごせる太宰府市を築かなければならないと思っております。

さて、ご質問の市内巡回パトロールについてでございますが、現在の状況についてお答えしますと、まず各行政区やPTAによる夜間パトロール、登下校時の見守り活動などが行われております。例としましては、高雄台区による登下校時の児童誘導や梅香苑区による子供の見守り活動などがございます。また、月曜から金曜の午前9時から午後4時まで、総務課嘱託職員でございます防犯専門官による市内全域パトロールを行っております。

また、平成18年1月より実施しております青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールにつきましても、今後も新学期等の時期に合わせて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） いろいろそういった対応をとられてあるということは聞いておるわけですが、その頻度ですね、今ご答弁の中でこの防犯専門官による定期パトロールを月曜から金曜、9時から4時ということで、大体この範囲ですね、これ全11校、多分小学校中心だと思っておりますが、車何台で何人なのか、その辺をもう少し詳しくお答えください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 防犯専門官の巡回につきましては、小中学校11校を中心としまして市内全域を巡回していただいております。

それから、青色回転灯の車両につきましては、ここに資料を持ち合わせませんので、後でご回答差し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 私は質問と提言という形ですね、今回この一般質問させていただいておるんですが、要はこの青パトですね、青色回転灯をつけた公用車をもっと増やしてはどうかと。業者委託ということであるとまた費用がかかりますので、それもどうかと思うんですけど、まず青パトについてですね、実際ちょっと調べてみたんですが、筑紫野市が1台、春日市が2台、これは市としてですね、自治体として持っているのが。ところが太宰府市はたしか2台だったと思うんですけど、2台、そこのお隣の大野城市が今3台、市として3台、それと行政区に1台、計4台ですね。そして、今度、もう来月とか言ってましたが、3台新たに追加して計7台になると。市の持ち分が6台ですね。明らかに前向きに取り組んであるなと思うん

ですが。もう一度ですね、青パトの台数はちょっとそういうことで後からということですけど、この青パトは警察にまず届けましてそういった講習を受けて、幾つか手続があるんですが、団体による若干の審査があるんですが、自治体は全然問題なく受け入れると当の警察も言っているんですけども、ただいわゆる乗車するときに実施者講習を受けたその実施者証というものが要るわけです。最低1人、その人が乗っていないと上に青いのをつけて走ったらいかんとですね。それと、後ろにそういうステッカーですね、それと車検等々の手続があるんですけど、要は1人要るんですけど、それは今市の職員として何人、その講習を受けた実施者証、資格を持った方が何人おられるのかお答えください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 青色回転灯について、青パトでございますが、行政、市役所については2台あります。講習を受けた職員は総務部で2名、社会教育課で2名です。それで、行政は2台ということでございますが、太宰府市の補導連絡協議会、こちらで4台青パトの登録をさせていただいております。この青パトでございますが、補導連絡協議会が毎月1回夜間補導をされております。このとき4台が出動をいたしております。

それから、今回東中学校に関するお尋ねでございますが、学校や地域から不審者情報により青パトでパトロールしてくれという依頼があったときは、この補導連絡協議会の4台のうち都合がつく人たちがパトロールをしておるといような報告を受けております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 市の車はですね、市長公用車とかマイクロバスとかを除いて、実際こういったことのできる車というのはたくさんあると思うわけですね。この青パト自体費用もほとんど余りかからないと。自治体によっては公用車の一部を白黒でパトカーみたいな色を塗ってですね、上に青色、要するに青パトにして走ると非常に効果があって、コンビニの前にたむろしているような連中がうんと減ったとか、その他防犯効果があったということをいろいろ聞いております。また、若干規模が違うけれども、こういった実施者証は数十名で取得して乗っていると。だって、この持っている人がいないと何台あっても回りませんからね。いわゆる公務でこのために回すというんじゃなくてですね、何か用があったらそのときに行き帰りもそのパトロールだと、これをつけてですね。言いかえてみれば、市の車、いつも青いのをつけてくるくるくる回して走ることがすごくいわゆる防犯、また防犯意識のその涵養につながるのではないかと思うわけです。

ご承知のように平成16年の末、12月だったと思いますが、今まで回転灯というものが特別な工事車両とか、もちろん警察緊急車両しかだめだったのがつけていいようになったわけですね、一定の手続を得て。まさにこれを大いに活用してですね。昔、本市で悲惨な事件もありました。その後も太宰府の中で、今日橋本議員の方からこういうふうなちょうどいい資料が配付されましたけれども、これらのようなやっぱり1,000件近くの犯罪が起きていると。これらは実は氷山の一角なのかもしれません。そして、この中の一つがまた痛ましい事件につながるの

かもしれません。ですから、やっぱり本当にこれも予防原則ですね。常に予防予防という考えで取り組んでいただきたいと、そのように考えます。ぜひともご検討をお願いします。

では、次の質問、ご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 携帯電話基地局の問題についてご回答申し上げます。

近年の社会経済活動の進展及び情報社会、通信技術の著しい進歩に伴いまして、携帯電話あるいは情報家電などの電波利用がますます身近なものになってきております。そのことから、国は2010年度までにいつでも、どこでも、何でも、だれでも、簡単にネットワークにつながるユビキタスネット社会の実現することを目標といたしましたu-Japan政策を2004年12月に策定をいたしております。しかし、電波の人体への影響に懸念を持ってある方々がおられますので、建設につきましては法的には問題はなくとも地域への説明は必要であるというふうを考えております。条例制定につきましては、今後の研究課題といたしまして検討させていただきたいというふうに思っております。詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 私の方からは近隣住民の反対等がどうかということと、その考え方ということでご説明申し上げます。

携帯電話基地局の建設で本市で近隣住民の反対がございましたのは、行政区で言いますと1つの行政区で反対がありまして中止され、別の行政区で再度検討され、地域との協議の結果、建設がなされたということが1件ございます。それからもう一つの件は、基地局が建設された後に反対がございまして、現在は撤去されたということが1つございます。その後、建設に伴う紛争の事例については、市に連絡、報告はあっておりません。しかしながら、国分公民館の近くで塔がありながら反対があっているということはお聞きいたしております。

市といたしましては、安全性につきましては国の判断に従っていきますが、携帯電話基地局の建設に当たりましては地域住民への事前の説明が不十分といったことによりまして問題が生じている場合には、事業者に対しまして地域住民の理解が得られるような取り組みや住民の理解が得られてから工事を実施するというのを業者の方に申し入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） お手元に私の方から質問の資料を配付していただいておりますけれども、ちょっとかいつまんでですね、読みたいと思うんですけど、いわゆるWHOが小児白血病との関連が否定できないということで電磁波対策を勧告いたしております。これは先日6月18日の新聞ですけれども、各国に法整備を求めると。ちょっと読みますけど、「電子レンジなど電化製品や高圧送電線が出す超低周波電磁波の人体影響について世界保健機関、WHO

が小児白血病発症との関連が否定できないとして各国に対策法の整備など予防的な措置をとることを求める勧告を盛り込んだ環境保健基準を17日までにまとめた」云々とあります。

また、ちょっと左中央ですけども、日本対応に遅れ、健康被害の防止策促すとありますけど、その解説のところごらんいただきたいんですが、「世界保健機関が環境保健基準の中で超低周波電磁波と小児白血病との関連が否定できないとして各国に法整備を呼びかけたことは、他国に比べて電磁波対策が遅れていた日本の行政に重い腰を上げるきっかけを与えるとの点で意義深い。産業界にも予防原則の立場から電化製品の使用者が浴びる電磁波を減らす努力や表示の徹底といった対応が期待される」云々とありますが、その次に国立環境研究所の故兜真徳さん、亡くなられたんですが、この方が15歳未満の白血病の子供を対象にした疫学調査、広範囲にいろんな影響を調べる調査のことなんですが、これが0.4マイクロテスラ、電磁波の単位なんですが、これで2.6倍という結果が出ました。これはもう昔から知られてるんですが、ある意味黙殺されてきたことなんです。だが、経済界は安全性を強調、政府も対策をとらなかったという記事があります。これ実は、私この件の質問を平成17年にしたわけですけども、今建設部長のお答えのようにいろいろありますがなかなか市に入ってこない。なぜならば、市に直接の許認可権がないわけですよ。

こういう質問をしますのも、市に撤去しろとか認めるなどかというつもりでももちろん言っているわけじゃありません。いわゆる建築基準法も15m以上のものを云々と、そうすると業者は14m90cmのを建てるわけですね。いろいろともう絶対に法の網にはかからないようなものをつくってまいります。そして、電波管理法云々にしましても、いわゆる人体に対する被害というものは想定しておりません。今ようやく世界的にこういった動きが出てきております。また、特にヨーロッパの一部では日本の数値で言いますと1,000倍以上厳しい基準を設けております。

私も地元でいろいろとこういうふうな騒動がありまして、直接間接にかかわってきたわけがありますけれども、まずは目に見えないということで、水害とか川の水がここまで来たから堤防をこれだけ高くしろとかという議論だとわかりやすいんですが、見えないし聞いたこともないいろんな単位が出てきてですね、何々はガウスのギガのテスラのといっても実際びんとこない。しかし、その中で、外国、日本、そして学者の間でも影響あると言う方、あるいはないと言う方、両論あります。しかし、やはりこういうときはあるという方にまずは立って考える、用心をするべきじゃないかとですね。あるとはっきりわかったらそれを排除するなり対策がもう直接に必要ですけども、外国と日本の違いを簡単に言いますと、この予防原則ということをやりますと、外国では疑わしいということはもう悪いんだということですね。日本は証明されるまでは無罪なんですよね、こういうことは。それが数々の公害を引き起こしてきた一因ではないかと思えます。

昔、ちょっと飛びますけど、水俣病の工場長がコップの水を、これは工場排水だから飲みますって、どうもないですって、ばかみみたいなことをパフォーマンスをしたんですよ。じゃ、



自分の子供に毎日毎日この水を飲ませるのかと、そんなことはできないと思います。いわゆる経済優先の国のあり方ということがこんなところに出てきたんじゃないかならうかと私は思います。私の身近にも小児白血病にかかったと言われるお子さんがおられます。そうすると、ある大学病院がまず真っ先に来たのはその子が住んでいた家です、引っ越ししたんですが。あるマンションの電磁波を測定しに来たんです。これは本当の話です。そんなふうな話を一つ一つ聞いて、あるいはこういうふうな害があるというふうないろいろな文献等をですね、見ますと、いやあ何かあるまではちょっとそれはねということ、私は議員としてはできません。

また、この業者とその周りの住民とそれとまた地権者、非常にある意味かわいそうなのはこの地権者さんで、業者はいやもう大丈夫大丈夫ということで契約をするわけですよ。契約を終わった、そしたらもうあなた契約したじゃないかと。しかし、一番大事なこういうふうな騒動になるということ、あるいはこういった健康被害があるかもしれないということの認識がなかったから、私は契約に瑕疵があって、これをさかのぼって無効と言いたいんですが、それは本人がすべきでありますけれども、非常に周りとの間でですね、本当に平和なところだったんですが、非常に騒動が起きてきてまして。

まず、他の自治体等を見ますと、例えば一例だったら近くの篠栗町なんかも持っているんですが、こういったトラブルを未然に防ぐために、あるいはその他さっき申しましたような景観の維持とかですね、その他等々のために条例をつくっております。この条例が、簡単に言いますとまず先ほど建設部長からご説明がありましたが、きちんと住民に説明をなさい。合意とまではいってませんが、きちんとしたオーケーをもらいなさいということですね、やはり。そして、市の方にきちんとそういうふうなものを事前に届けなさい。幾つかの手続きはあります。そして、じゃそれをしなかったらどうなるかと、しなかったらまず市が勧告をする。そして、それにも従わなかったらどうするかというと、結局罰は何もできないんだけどホームページで公表すると、広報も入ってましたかな、広報とホームページで業者名をそこで公表するということですね。何とか条例によく似てますが、そういうことを現にやっているということで、一つの参考になるのじゃないかならうかと。

繰り返しますが、今の法の体制ではつくるなどか、よかとか悪いとかというのは言えないわけですよ。しかし、行政として何らかのストップ、業者にもう少し丁寧なことをやらせるための手段になるかと思うんで、ちょっとその辺のことをもう少しお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） おっしゃる理由はよくわかります。私の方も近隣自治体とかインターネットの方でそういう携帯電話のトラブルに対応している、いわゆる条例をつくっている、そういうところを幾つか検索いたしております。篠栗町もこれは調停をするというような内容であったらと思います。佐賀市の方もそういう分でされているということで、佐賀市の方も紛争調停、そういうものの内容であったというふうに思います。

それで、根本的に解決するかということになりますと、なかなか難しいかなという気もいたしますが、もう少し考えているとある程度建設業者に対して少し意見請求といいますか、そういうふうにもなるかなという気もいたします。

いずれにいたしましても、もう少しちょっといろんなところを見て、先ほど市長が言いましたようにちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 他の自治体では、いわゆる高層住宅等に関する規制と絡めてですね、こういうものを設けているところもあるようですね、ぜひ参考にしてください。

1つは行政が間に入るというか、間に直接入るとややこしいかもしれませんが、何らかの形でかかわることにより1つは情報をもっと出してほしいわけです。例えば、これが電波塔としますと、その近い方が当然、この前の質問でも言いましたけど、距離の2乗に正比例して、強くなったり弱くなったりするわけですね。ところが、よく調べてみますと実際は近いところよりもちょっと離れたところが強いと、角度とかにもよりますけど。それから指向性がかなりありまして、何か例えばここで言うところちょうど力丸議員のところが強くなったりならなかったり、ちょっとずれると違うとか。これらの情報はなかなか出さないんですよ。もしそれが出ると、そこに当たらなかったところは平気だけど当たったところは冗談じゃないになりますから、そんないろいろなことがあるんですけど、まずはやっぱり情報を開示して話し合いですね、まずは話し合い。そういうものをぜひ何かやっていけば、ここまでトラブルになることはないかと思っています。ぜひとも今後ともこういったこと、先ほども言いましたいろんな市の景観等々も含めながら考えてください。

また、最初の仁の話に戻りますと、私はいわゆる巧言令色鮮なし仁という言葉が一番好きで、自分の心の戒めとしています。その語、対極をなすのが不言実行です。ぜひともマニフェスト、今先ほどいろいろありましたけども、私はすばらしいマニフェストと思いますので、ぜひ実現してください。終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

14時20分まで。20分から再開します。

休憩 午後2時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番橋本健議員の個人質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の

2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めは自主財源確保の計画についての質問です。

我が国の経済は、昭和40年代のいざなぎ景気を抜く戦後最長の景気拡大が続いていると言われています。確かに失業率が下がり、新卒の就職率も上昇し、緩やかな景気回復をしたとはいえ、これは都市圏の話でありまして、地方に住む我々にとりましては景気がよくなったという実感は全くありません。むしろ政府が打ち出した財政再建のための税制改革で、社会保険料や国民保険税の負担増により国民や市民にしわ寄せが来ており、経済的な格差を生み出していることは紛れもない事実であります。

赤字国債残高670兆円に政府借入金と政府短期証券を加え、約827兆円の借金を抱えた日本政府は、国と地方の財政スリム化と地方への移行による地方の裁量拡大を目指した三位一体改革を推し進めてまいりました。すなわち、地方交付税の削減や国庫補助負担金の廃止、縮減、さらに国から地方への税源移譲といった、この3つの財政改革は地方自治体に大きな波紋を投げかけており、今まさに地方自治体の財政も危機的状況にあります。本市の一般会計予算総額は平成17年度217億円の予算規模ではありましたが、この改革により平成18年度の昨年は186億円と、大幅な総予算の削減を強いられました。厳格な歳出の見直しにより各部署への予算配分の洗い直しはもちろん、事業費の縮減や各種団体への補助金の減額などの痛みを伴った非常に厳しい財政状況となってしまいました。

さて、今年平成19年度一般会計予算は、市長市議選の全国統一地方選挙のため暫定的な骨格予算でありまして、今議会でも5億2,739万1,000円が追加補正され、総額187億5,493万6,000円と、前年比0.7%増ではありますが、依然厳しい財政事情であります。その中で自主財源の占める割合を比較しますと、平成18年度49%に対し、平成19年度は54.4%で5.4ポイント増となっておりますが、そのほとんどが個人、法人の市民税の伸びによるものです。税金は適正かつ有効で市民の納得いく使い方が肝要かと思えます。これからの太宰府におきましては、自助努力による財政力をつけて市民への還元が理解できるきめ細かなサービスや、住んでよかった、これからも継続して住みたい、新しく住んでみたいといった太宰府の魅力を肌で感じられる市政運営を目指さなければなりません。

井上新市長は、施政方針の中で将来の太宰府に重要な意義を持つ事業については、積極的に仕掛けていくというやる気に満ちた方針を力強く語っていただきました。財政力指数は微増でありますが、経済収支比率の硬直化で財源に余裕のないのは事実ですし、逼迫した財政ということで大多数の市民の方々は不安を抱いております。

質問いたします。将来を見据え、安定した自主財源が確保できるような仕組みづくりが必要と考えますが、この点につきまして市長はどのような構想をお持ちなのか、具体的な見解をお聞かせください。

次に、2項目めの防犯対策の今後の展開について質問をいたします。

我が国の治安は世界一安全な国として評価の高いのが自慢でもありましたが、ここ10年の間

に様相が一変し、複雑多岐な犯罪の横行や人として考えられない冷酷で凶悪な犯罪が多発してまいりました。また、これと並行して少年犯罪の増加と低年齢化は日本の将来に暗い影を落とし、不安を募らせる時代になっております。そこで、平成15年9月から内閣総理大臣の主催で全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議が開催されております。安全な国日本の復活を目指して、行政機関の緊密な連携を確保し、有効適切な犯罪対策を積極的に推進する治安回復のための3つの視点による体制づくりが進められています。

視点1として、国民がみずからの安全を確保するための活動の支援。視点2は、犯罪の生じにくい社会環境の整備。視点3、関係省庁間の協働及び外国間との連携がかぎを握る水際対策を初めとした各種犯罪対策であります。このような安全・安心まちづくり全国展開プランが犯罪対策閣僚会議で決定されており、そのプランには1つ、住民参加型の安全・安心なまちづくり、2、住まいと子供の安全確保、3、健全で魅力あふれる繁華街、歓楽街の再生といった3つの重点課題と、61の推進施策が盛り込まれております。本市も平成17年12月議会において太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例が制定されました。平成19年度の予算書を見ますと、防犯対策としての費用は計上されておられません、重大な犯罪が起きてからでは遅いのです。高齢化が進み、独居世帯も増えつつあります。子供をねらった犯罪もいつどこで起きるかもしれません。現在、一部の行政区では自主的に防犯パトロールを実施されております。犯罪に強い地域づくりを目指した取り組みが必要かと思いますが、全市内に自主防犯を普及させるためには行政のリードと働きかけが必要です。したがって、今後どのような施策を講じ、展開される予定なのかお伺いをいたします。

以上、2項目につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 自主財源の確保の計画についてご答弁を申し上げます。

まず、本市の財政状況はご指摘のとおり、ここ数年国の三位一体の改革によりまして所得譲与税、減税補てん債、地方交付税の減額等がございまして、厳しい状況が続いております。平成17年度の経常収支比率は98.6%となっております。経常収支比率は三位一体の財政改革で、当市だけではなくて全国どこの自治体も年々高くなってきております。当市の場合、他市町村に比べて経常収支比率が高うございますのは、近年佐野土地区画整理事業、九州国立博物館の設置に伴います散策路整備、地区道路整備あるいは高雄中央通り線の整備など、将来のまちづくりに必要な基盤整備事業に投資を積極的に行ってきたためでございます、義務的経費であります公債費が一時的に増加しているというふうなことが大きな要因でございます。

本市の状況といたしましては、自主財源の中心でございます市税は新市街地整備に伴います新築家屋やマンションなどの増加によりまして、固定資産税の増収が期待されるとともに、人口の増加によりましてところの市民税の増加も見込んでいるところでございます。さらには、九州国立博物館の誘致によりまして、予想以上の観光客の方が訪れられ、多くの経済波及効果も

期待しているところでございます。しかし一方では、今後の地方交付税の減額が予想されますので、このような状況を打開するためにも、本市といたしましては平成15年5月に法定外普通税としての歴史と文化の環境税の導入を行いましたけれども、今後はさらに広告収入等の強化・増加策や未使用土地の市有地の売却、あるいは有効活用等を含めまして活用を図ってまいりたいというように思っております。またさらには、自主財源を増やすために職員の英知を出しまして様々な施策を行っていきますとともに、職員だけではなくて民間や市民もその中に考えを出していただいて、そして歳入増を検討する、仮称でございますけれども「もっと元気に頑張る太宰府委員会」を設置いたしまして、歳入増に向けてどういった方法があるのかというふうなことについて広く意見を聞いてみたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

積極的な自助努力による歳入増は図っていくことが大切なんですけど、今ご答弁いただきましたけれども、九州国立博物館の観光客の増加による経済的な波及効果、それから歴史と文化の環境税はもちろんのこと、それと市有地を売却していくと。これからの計画については、新たな組織で考えていくというお答えでございました。確かに人口も増えまして、市民税や固定資産税の伸びを期待するのも理解できます。もっとやっぱり新たなことを考えていかなければならないと思うんですが、まずその前に財源としてはそんなにウエートを占める収入ではないと思いますけども、広告収入であります。これの増加策や太宰府にふさわしい、企業誘致も昨日お話が出ておりました、これを図っていくということでございますが、まず有料広告収入に関して現在市政だよりのほかにまほろば号の広告料、それから封書類ですね、こういったものがあると思いますが、ほかにどんなものがあるか、概算で結構です、広告収入の金額どれぐらいあるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 具体的な事務的なものでございます。それからまた、このことにつきまして、広く三、四年前ぐらいからこの歳入増につきまして職員の中でこれは検討協議を重ねてきておる部分、それが今具現化をしておる部分がございますので、詳細につきましては総務部長の方から回答させたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 金額につきましては、資料を持っておりませんので後でお答えしたいと思いますが、まず広告収入を得ているのは市政だよりの広告、それからホームページの広告、それから税務の納付書を入れてあります封筒が、これは余り収入にはならないんですけども、封筒代も印刷費も要らないと、ペイしているというような状況です。それから、市役所前に設置していますコカコーラウエストジャパンの自動販売機、これが2割寄附金として入ってきてまして、市役所のほか8カ所だったと思いますが、8カ所に現在設置してまして、月平均十

四、五万円の収入、寄附金が上がってきております。それから、リョーユーパンがつくっていただきます太宰府なごみパンというパンがございます。そのパンの包装紙に太宰府という名称をつけるということで、いろいろ交渉しまして史跡維持の整備に1円寄附をしようということで、1個売れるごとに1円の寄附金が入ってくると。大したお金ではありませんが売れた数だけ1円入ってくるというような状況です。もちろん、まほろば号の広告の収入もございます。

それから、今回進めているのがごみ袋、今年つくる分から広告が入って、それも一括して収入になります。それから、現在申し出があっているのが市民便利帳、市民便利帳をすべて自分のところで広告をとってつくって太宰府市に寄贈したいという話がありまして進めております。それから、太宰府市がつくっております市の封筒、大きいものから小さいものまでありますが、それについても広告会社の方、代理店の方から広告をとってつくって、太宰府市が必要とする枚数提供しますというお話があっておりますので、それも前向きに現在進めているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） たくさん挙げていただきましてですね、どん欲になっていらっしゃるお気持ちがよく伝わってまいりました。工夫次第ではですね、もっともっというんなですね、広げていけば数字がもっともっと上がるはずですので、さらにですね、積極的な営業努力を期待いたします。

努力といえませんが、国の支援事業であります地域再生計画事業、5カ年で約13億2,000万円ですか、認定されましたことは、これはもう職員の方のですね、金星で、私は拍手を送りたいというふうに思っております。

それから、依存財源としまして、またさらに頑張ろう応援プログラムにも応募されているということでございまして、昨日その話をお伺いしまして、現段階ではですね、やはり国や県の支援事業は大いに活用し、財政の負担軽減を図っていくべきだと思っております。

質問に入りますけれども、この地域再生計画事業では平成19年度、2億4,560万円が計上されておりました。高雄中央通り線を初めとするその市内の主な幹線道路整備に費やされるようですけれども、各行政区から要望の上がっている住宅地内の道路補修や舗装は今後どのようにされる予定でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この間30年来の団地が造成され、そしてその道路網がやはり壊れております。ひびが入り、あるいは側溝のふたがないというような代表質問あるいは一般質問の中においてもご指摘が上がりました。私はこの選挙期間中におきましてもそういった声を聞いておりますので、計画的にこのことについても具現化を図る必要があるというように思っております。ただ、一般財源だけを使用して行うということについては、なかなか限界もございますので、今言っております地方交付金でありますとか、何らかの国の施策に絡めてできる方策はな

いかというような視点の中で、職員にも研究していただいております。その延長上の中でできるような方策を私はとっていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 費用のかかるですね、市内の大きな幹線道路が今回の地域再生基盤強化での交付金で整備できるということは、ホットなニュースというふうに受けとめております。がしかし、税金を納める市民にとりましてはですね、やはり住宅地内の道路補修や側溝の整備、また街灯や防犯灯など、自分の身近な生活環境がよくなることを最も期待しております。こうした税の還元、その配慮で市民は納得し、行政に対する信頼もぐっと熱くなってくるのではないのでしょうか。

私、大野城市との境目に住んでおりますが、大野城市側は最近道路がきれいに舗装されました。太宰府市側はですね、切り張りだらけのがたがた道路となっております。道路の舗装整備につきましては、優先的にしなければならない地域もあると思いますけれども、いつからいつまでにどこどこの地区といった、具体的な年次計画を立てていただきまして、できるだけ早く実施に踏み切っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりだと思います。全体的な、そういった同じような環境下、状況下にある施設、道路等がどれだけあるかというようなことを、まず全体的に金額的な形の中でまとめ上げるというようなことが大事だというふうに思います。事務的には、その辺のところの資料もあると思っておりますので、どこをどういうふうなところを何年次に行っていくかというようなことを含めて考えていきたいと。

また、このことにつきましては、市営土木というような形の中で、地域の行政区長の方からも上がってきておりますけれども、それと整合性をとりながら、さらに計画的なやはり実施というようなことが大事だというふうに思いますので、財政予算と見合わせながら行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いをしておきます。

あと、自主財源確保のために企業誘致も考えているという、昨日のお話もありました。昨日来何度も耳にしましたけれども、その企業誘致についての具体的な計画と方法、つまりいつからどうやって募集するのか、もし案がございましたら、プランがございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 昨日から代表質問等でご答弁申し上げますのは、まずは観光客を対象とした宿泊施設を優先的に誘致をしていきたいというふうに思っております。現在のところ、具体的にそういうふうな動きはしておりませんが、今後こういう博物館、あるいは天満宮周辺を含めて観光客が増えておりますので、どうしたらそういうふうな宿泊施設が来てく

れるかというふうな、市の方でも営業できるような中身を今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） まだ未定だということでございますけれども、太宰府にふさわしいですね、やっぱり環境に配慮した企業誘致、こういった企業をお願いしたいと。それから、企業誘致によりましてですね、法人もしくは個人の市民税、それから雇用促進にもつながってまいりますし、一石二鳥の利点がございます。

先ほど部長からお答えがありました。私は滞在型観光をいかに今後進めていくか、これが一番安定した財源確保のかぎを握っていると言っても過言じゃないと思っております。温泉宿泊施設の条件のホテル業者を誘致していただいて、太宰府の文化財や史跡を堪能していただき、滞在日数に合わせたコースづくり、歴史のまち太宰府を満喫していただける観光行政にもぜひ力を注いでいただきたいと思っております。この辺のお考えはどういうふうにお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この観光客、平成18年度で集計しますと700万人をオーバーしたという実績、うれしいニュースが入ってまいりました。やはり、議員さんおっしゃいますように、いかにして滞在型の観光コースをつくりながら、そういうおもてなしをするかという問題に尽きるわけですが、一つの事業として私どもの方で、地域振興部の方で昨年からやっていますのが、「太宰府ブランド創造協議会」というものを立ち上げております。これは、市だけではなくて、観光協会と天満宮、それから商工会、この4つの団体が一緒になって、お客様、観光客をいかにしてもてなすかということも計画をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 国民年金健康保養センターが装いも新たにですね、民間のホテルグランティア太宰府という宿泊施設として、また開業されていきますけれども、今後ですね、利用者がどれくらいあるのか、こういった宿泊施設の様子を見て研究するというのも一つの方法かもしれません。以前、保養センターの当時は入湯税として600万円ほど、税収として入っておりました。今後、ルートインジャパンの民間経営に移ったんですが、入湯税のほかにどんな税収が入ってくるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 入湯税についてですが、国民年金健康保養センターのときはきちんと、取った入湯税についてはすべて市の方に申告されて、納めていただいております。ところが、現在筑紫野市の温泉施設ではですね、太宰府市の歴史と文化の環境税と同様で、入湯税の券を買う、それから温泉施設の利用券を買うということで、直接入湯税を徴収しないというふうな、分けてしているという施設が目立ってきております。

それで、私たちとしましては、早くその件をきちんと整理をしておきたいということから、



ルートインジャパンの方と再三協議をしまして、入湯税については自分のところで徴収をして、申告納税するという約束ができております。そのほかには、法人市民税等が、もちろん固定資産税も今までは入っておりませんでしたけども、固定資産税、それから増設される固定資産税、増設される予定ですので、増築分についてもかなりの税額が出てくるのではないかと、そういうところを収入で見込んでおります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。

ちょっと重複しますが、太宰府という名前、これは全国でやはり、私たちは感謝すべきですね、すばらしい財産とっております。この名前を生かさない手はないということで、国博オープンで人気が高まっておりますが、年間700万人の観光客数を誇る都市だけに、将来に向けた安定した自主財源確保のために、ぜひですね、温泉つき宿泊施設が何としても欲しいというふうに、私だけではないと思いますけれども、そうっております。

専門業者を誘致できれば、先ほども出ましたように、入湯税のほかにですね、法人税や固定資産税などが確実な、そういった税収が見込めるわけです。さらに、宿泊によっていろんな文化財、遺跡の観光コース、回遊性を持たせれば、経済波及効果というのはですね、もう考えられないほどあるのではないかとっております。ぜひ近い将来に向けプロジェクトチームを結成していただき、早急にとるべき緊急課題だというふうに私は考えております。ぜひ、市長の英断を期待しております。

次の回答、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 次の回答をいたします前に、先ほどの金額がわかりましたので、ご報告いたします。

平成19年度広報「だざいふ」、それからホームページ、それからごみ袋、合わせまして約350万円、それに自動販売機が年間約150万円から200万円ぐらい入ってきますので、約600万円ほどの収入になるのではないかとというふうに考えています。

今後の防犯に関する行政施策についてお答えいたします。

県下におけます平成18年の刑法犯認知件数は、前年比の4.4%減の10万2,101件と、窃盗犯を中心に4年連続で減少しておりますが、殺人や放火などの凶悪犯、傷害や暴行などの粗暴犯が増加に転じ、認知件数の減少率に陰りが見られるなど、住民の体感治安に不安が感じられる状況となっております。その他、高齢者等を対象とした振り込め詐欺や女性や子供をねらった犯罪も増加するなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

そのような状況を踏まえまして、昨年8月より総務課に防犯専門官として警察OBを配置し、住民の防犯相談や市内巡回パトロール等を行っているところです。また、地域住民の皆様にもご協力いただき、地域での防犯パトロール等も活発に行われており、本年2月と5月には警察、住民、行政との合同パトロールを実施したところであります。今後は警察とも連携

を行い、毎月第2、第4金曜日を「筑紫地区一斉街頭活動の日」といたしまして、自主活動のバックアップ、また協働活動への呼びかけを行ってまいる予定にいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 昨年8月から防犯専門官を採用されているということは聞き及んでおりますが、後でちょっと触れさせていただきます。

ここにですね、平成17年12月にいただいた太宰府市安全・安心まちづくり連絡会議規約があります。市民の安全意識の高揚、また自主的な安全活動推進を図り、安全で安心のまちづくりの実現に資することを目的とするというふうなうたってあるんですが、この規約にですね、この規約は平成18年4月1日から施行というふうになっております。今日まで1年2カ月経過をいたしておりますけれども、この間何をどう実践されてきたのか、お願いをいたします。

○議長（不老光幸議員） 秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長。

○秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 私ども太宰府市は毎年ですね、防犯活動につきましては、特に地域での防犯活動ですかね、その推進ということで、特に西校区あるいは南小校区におきまして、そういう防犯活動の推進ですか、そういうことに努めてきております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 後で述べますけども、やはりもっとですね、行政の方がリードをとっていただいてですね、やはり全市内的に防犯パトロールが普及するようにしていただきたいというふうには思っているんですが、この連絡会議の組織というのはもうでき上がっているのでしょうか、組織されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長。

○秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） その件については、まだ組織はしておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、やっぱりこういった組織をつくっていただいてですね、今後太宰府における防犯対策をどうやっていくかということも、やっぱり考えていただきたいというふうに思っております。

太宰府市の責務としましてですね、安全・安心のまちづくり推進条例の第4条に、市は規定する基本理念を実現するため、安全なまちづくりを推進するために必要な施策を実施しなければならないというふうな書いてあるんですが、なぜこういった動きがないのか、なかなか前に進まないのか、問題点は何だというふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 協働のまちづくりの視点から、私地域コミュニティ担当ということで、その辺で少しご回答させていただきたいと思います。

なるほど、橋本議員がおっしゃいますように、行政がリードしながら地域活動につながっていくという、この間行政主導型の取り組みをやってまいっております。その一定の成果も出ていると思います。しかし、市長も申しますように、これから行政と市民の方と一緒に地域の課題を解決していくためには、やはり行政主導型ではなくて、その地域にどういう課題があるのか、その課題を解決する方法にはどういうことが一番大事なのか、そんなことを皆さんと協議をしながらですね、進めていきたいと思っております。この間、報告させていただきましたように、3つの小学校区ではそういう協議をしながら何かの取り組みをやろうという組織までつくっていただいたところもありますので、今後は市長の市政懇談会等も活用しながらですね、市内全域にそういう取り組みの提案をしていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 地域コミュニティの方で防犯部ができていたというのは私も耳にしております。ただですね、名前を当て込んだだけで、動く組織にはまだなっていないんですよね。やはり、ボランティアの組織をつくるということはなかなか難しいと思っております。

今世間ではですね、殺人事件から強盗、窃盗、こういったありとあらゆる事件が全国で発生しているわけです。少年たちも凶悪な事件を起こすようになってきております。例えば、先日の母親の首をバッグに詰めて、ネットカフェで時間を過ごすといった信じられないようなショッキングな事件には、まず啞然とさせられてしまいます。また、街頭犯罪は日常茶飯事起きております。世の中何かが狂っているとしか私は言いようがありません。

ここでちょっと資料をごらんいただきたいと思っております。4市1町の街頭犯罪認知件数でございますが、これは一応警察に届けがあったという分の件数でございます。平成16年を基準にして見ていただきますとですね、平成16年から平成17年はどこの市も減っているんです、件数。ただ、平成17年から平成18年の前年比を見ていただければわかりますように、春日市がマイナス96件、大野城市がマイナス33件、筑紫野市45件、那珂川町マイナス44件、太宰府市27件、逆にプラスなんです、太宰府市だけが。それで、私は何とかですね、全市的にやはり取り組んでいただきたいという、そういう働きかけを行政主導でやっていただきたいということで、今回質問を取り上げさせていただきました。

その27件の内訳でございます。これは、さっきおっしゃいましたコミュニティ、小学校別のですね、小学校単位の太宰府小学校、それから太宰府東小学校、太宰府南小学校、水城小学校、こういった7つの小学校区の街頭犯罪件数のデータでございます。その中で左の罪種、大体これは少年犯罪も含まれております、たくさん。空き巣、忍び込み、居空きですね、これが住宅における被害なんですよ。空き巣というのは人がいないときに入ってくる。忍び込みは夜間に入る。家人がいるのにもかかわらず夜間に入って、顔を見たら命を奪うという事件も起きております。それから、居空きというのは日中ですね、例えば下で、居間でテレビを見ているときに2階から侵入して、金品を奪うということだそうです。

こういうふうに見ますとですね、平成18年の合計、校區別に見ましても、みんなやはりその

27件の太宰府小校区はプラス2件、太宰府東小校区は9件、太宰府南小学校区は18件、水城小学校区はマイナスの5件、それから水城西小校区は28件、太宰府西小校区はマイナスの18件になっている。国分小校区はマイナスの7件で、トータルで27件ということでございます。

この資料でおわかりのようにですね、4市1町の中で、先ほど申しました太宰府だけが増加をしていると。街頭犯罪を減らすための打開策というものを、やはり私は真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。これまでで述べられました対策で大丈夫でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 防犯対策が今の現状で大丈夫なのかというようなことでございます。

もちろん、答えは今の現状ではまずいだろうというふうに思います。しかしながら、それぞれの自治体の中で、今地域振興部地域コミュニティ推進担当部長が言っておりますように、既にそこに空き巣でありますとか、状況が発生したところが、積極的に防犯対策が進んでおるといふうに私は認識いたしております。平成17年12月に安全・安心のまちづくり推進条例をつくりましたのも、実は防犯等を念頭に置いて、まずできるものからやっ払いこうといふうな視点で、この条例をまず制定をしたといふうなことでございます。

今後につきましては、一遍ではこれはできません。やはりそこに市民の皆さん方が同じような考え方で、協働のまちづくりも基盤はそうですけども、自分たちの町は自分たちで守るといふうな、そういったまちづくりをしていくんだといふうな意識の醸成を、私どもはあわせて、総合行政として、防犯の視点からだけではなくて、あらゆる行政の対話する中で、やはり総合行政等の視点から市民に対話していく必要があると、その中からやはり市民のまちづくりの意識が醸成されてくるものといふうに思っております。私は具体的には行政ふれあい懇談会を行うといふうに言っておりますのも、一つには地域力の低下が言われておりますので、もとの、今の隣組制度、そういったところを活用しながら、人と人の触れ合い、横のつながり、その中でやはり幼児から高齢者、あるいは防犯、防災も含めて、有事の際にやはりつながりができるような、リンクされるような、そういった連鎖した組織あるいは制度を確立していきたいといふうに思っております。時間がかかりますけれども、私は平成22年中までには、この制度設計をきちっと市民の声を聞きながら行っていきたいといふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済みません。くだいようですが、太宰府西小校区は資料でござんのとおりですね、マイナス18件。これは何でかといいますと、自慢するわけじゃないんですが、西小校区ではですね、平成17年10月、8行政区中6つの行政区の有志の方でですね、防犯防災協力を立ち上げたんです。その中で、毎月定例会を開き、防犯の取り組みについての協議あるいは情報交換を行っております。定例会も、もう今月で20回目を数えます。そのほかに警察や消防署、防犯アドバイザーを招いて防犯セミナーを6回、それから地域安全リーダー養成講座を

4回開催しております。その結果、筑紫野署の署長より34名の方が修了証を授与されておりまして、計10回の受講者は延べ557名というふうに活動しております。

先ほどの防犯専門官のお話ですけれども、採用されまして、市内全域の巡回パトロールを実施していただいております。落書きや不法投棄、それから駐輪場、駐車場、自動販売機や住宅地の空き巣発見、また住民からの相談の迅速な解決、こういったことなどで活躍をされておりますが、もっともっとですね、この防犯専門官の存在を周知、お知らせしていただきたい。それと、お知らせするためには区長会、校長会、また事業所におきましてですね、この防犯専門官の紹介と積極的なPR活動を実行していただきまして、市民への安心感を少しでもですね、広げていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ただいま提案されましたとおり、今後十分周知に努めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） せっかくですね、条例ができておりますから、絵にかいたもちでは私はもう何にもならないというふうに思っております。市民への防犯に対する意識高揚、先ほどおっしゃいましたようにですね、自分たちの町は自分たちで守るんだという、そういう意識高揚と実践活動部隊の体制づくりのためにですね、私はぜひこれは防犯対策費という予算化をしていただきたいなというふうに考えております。このままではもう何にもできないままに終わってしまいますので、ぜひお願いをいたしておきます。

そこで、最後の提案ですけれども、防犯対策としてですね、防犯促進としまして、区長の認可を得た防犯ボランティアの申請団体には3万円から5万円の助成金を出すといった、1、2の3で募集働きかけをしない限りはですね、パトロールの動きというのは出てこないと思うんです。こういった点でどのようにお考えになりますでしょうか。やはり一斉にやるべきだと思うんですね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そこまでやるためのやはり方策といいましようか、集めて、そういった各団体、それぞれ防犯の組織団体はあるわけですが、そのことがネットワーク化されていないというような部分等々があります。その中でこういった意見、一緒に連絡をとり合うとか、そういった形でのシステムづくりといいましようか、これが大事ではないかなというふうに思います。私は、子供の命を守るネットワークの確立のための提言も公約の中でいたしております。私は、やはり地域、行政、そういった各種団体、これの連携というようなものが大事だと。その前には、その前提にはやはり、先ほども言いましたように、私たちの町は、地域は私たちがまちづくりをしていくんだ、防犯も子供たちを守っていくんだというふうな、そういった行われておりますついで隊、例えば登下校時におきまして、その時間帯に庭に出るだけ、外の掃除をするだけ、7時半から8時半ぐらいまで、皆さん方がそういった形で登下校の通学路になっているところをすることで子供たちの命は、あるいはそういった事故から守られると

いうように思っております。それをするにしても、やはりある種は行政が主導しなければならないと思いますが、そういった啓発活動、あるいは今ご提言があつておりますように、パトロールするための助成も起爆剤として有効であろうと思っておりますので、その辺のところも含めて今後考えていくということは必要だろうというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしくお願ひいたします。

防犯グッズというのはそんなに高くないんですよ。帽子とか腕章、防犯チョッキ、赤色灯なんかもございますし、これの助成金が出るとなるとですね、非常に励みにもなりますしね、大変助かります。活性化に役立つということでございます。

例えば言葉は悪いですけども、えさをまかないと魚はかかりません。やはりこういった思い切った施策を展開していただかないと、動きそのものが出てこないんです。この辺を私は今日最も言いたいことございまして、ぜひ促進策取り組みの件、ご検討ひとつよろしくお願ひをしておきます。

最後になりますが、最近是非常に物騒でございまして、犯罪はいつどこで起きるかわかりません。全国ニュースにならないよう、予防をいち早く、こういうことが大切でございまして。青少年の非行や犯罪抑止にもつながってまいります。一議員が提案したすぐ後に取り組んでおけばよかったというような後悔だけはしないよう、安全・安心の町、治安日本一の太宰府を目指して、防犯の積極的な展開を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、5番後藤邦晴議員の個人質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

その前に、今般の井上新体制により、新たな施策や事業課題を総合的な見地で、マニフェストに沿って実行されていく手腕に対しまして、心よりご期待を申し上げます。

それでは、まず1項目といたしまして、行政サービスに市民の声を反映する施策について質問いたします。

市長は施政方針の中で、市役所はサービス産業であると述べられました。しかし、市民の声は今もお厳しく、職員の対応に関しても、態度や言葉遣い、実際に行動を起こすまでの過度の時間の経過、また約束したにもかかわらずいつまでたっても実現されないということなど、時折不満の声を耳にします。このことは予算の問題もあるでしょうが、一部職員の姿勢の問題でもあるようです。

このようなことから、市長が言われるサービス産業の手法として、予算面と職員の資質向上を含め、どのような取り組みをなさるのか、また市民の声が反映するような取り組みとはどのようなものかを具体的にお示しく下さい。

次に、2項目めとして、公共施設使用料の減免について、もちろん賛成の立場で質問させていただきます。

私どもからしますと、市民の要望を反映されたこととして、非常にありがたいことだと思っております。しかし、最初に減免を廃止するに至った理由から見て、時間を余り置かずに復活されるのはどのようなお考えがあつてのことなのか、お聞かせください。また、減免の対象は以前と変わらずに実施されるのでしょうか。施政方針では、市民の皆様のスポーツ活動や文化活動を総合的に支援する観点から、体育協会及び文化協会加盟団体等に対する公共施設の使用料を減免すると述べられていますが、限られた団体のみが対象となるのでしょうか、あわせてご回答ください。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩します。

15時25分から再開します。

休憩 午後3時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの行政サービスに市民の声を反映する施策についてご答弁を申し上げます。

まず、職員の態度や言葉遣い、あるいは約束がいつまでたっても果たされない等につきましてのご指摘がございましたけれども、ちなみに昨年2月に市民課窓口で行いました市民満足度調査によりますと、満足とやや満足で65%、普通を含めると96%の肯定的な回答、評価をいただいておりますし、本年4月から全庁的に実施しておりますマナーアップご意見箱では、普通の評価は設定しておりませんが、約61%の方が満足しているという調査結果が得られております。しかしながら、一部の職員であつてもご指摘を受けるようなことがあれば、それは改めていく必要があるというふうに思っております。職員一人一人が常に全体の奉仕者であるというのを踏まえた上で、適切な対応に心がけていかなければならないというふうに思っております。ご指摘のように、服務規律の確保を徹底していくことは必要でございます、改めて各部課長から朝礼等を通じまして、周知するように指導をいたしております。また、事務事業を進めるに当たりまして、市民への説明を十分に行っていくことが大切であると思っておりますので、こういった点もあわせて指導してまいりたいというふうに思っております。市政運営の基本は、市民の皆さんの意見を聞き、市政に反映させることが大切であるというふうに思っております。

次に、市民の声が反映するような取り組みはどのようなものかについてご回答申し上げます

けれども、個別的な意見につきましては、日常業務におきまして、各課窓口あるいは電話、ファクス、はがき、封書あるいは市へのメールなどでも、市民の皆さんから意見や要望をお伺いしているところでございます。全体的に聞く場といたしましては、本年度は「住みよか太宰府まちづくり市民意識調査」の実施でありますとか、あるいは、仮称でございますが「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」の計画をいたしております。また、市民の市政参画の機会を拡充するとともに、市の基本的な政策あるいは施策、計画等に対しまして、市民等が意見を述べる機会を保障いたしまして、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るために、パブリックコメント制度を本年度中に導入をしたいというように思います。今日までも部分的には行っておりましたけれども、これを制度化していきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今市長の答弁がありましたけど、確かに満足度65%、これが100%になるためには大変なことだとは思いますが。だけど、今回は4月の統一地方選挙がありまして、市長もいろんな市民の方とお会いされたと思いますけど、私も同じくいろんな市民の方とお会いしました。そして、市民の方々のお声をお聞きしたところ、いろんな声を聞きましたけど、井上新体制になって一番最初に取り上げるのはこれじゃないかなと思いましたが、これを取り上げさせていただきます。

そのお話の中で1つ例を挙げますと、市民が担当窓口ですね、カウンターに伺うと、先に市民の方が担当の職員の方とお話をしている、そのときお見えになった市民の方は、横で立って待っていらっしゃると。そのカウンターの奥にはもちろん職員の方が何人もいらっしゃる。そして、その中に、職員の方はもちろんお仕事をされていますので、パソコンの画面を見たり、または書類を見ていて、市民が立っているのに全く気づいていないのか、また気づかないふりか、また気づいていても、1人が対応しているのではという気持ちであるんじゃないかなというお声がありました。このようなことが多く見られるという苦情が何件か聞きましたんですけど、私は気づかないことはないと思います。もちろん、1人が対応しているのではという気持ちがあるのではないかと思います。もし、奥にいらっしゃる職員の方が気づかれなくても、対応している職員の方は、真横に新たな市民の方がお見えになっていらっしゃるのですから、必ず目につくと思います。そのときに、対応されている職員の方が奥の職員に、お客様ですよというような声をかければ済むのじゃないかなと、そういうふうに私は思いました。

だから、こういうものが一番、市長も述べられましたように、市役所はサービス産業と、本当に私もそのとおりだと思います。市民の方で初めて役所に来られる方、また役所に行くのが本当に苦手な方、けどどうしても役所に行かんことには自分のこれが終わらないと、渋々行って、やはり市民の方というのは役所、お役所の職員さんですから、こわごとと行かれる方もいらっしゃると思います。その方たちに少しでも和んでいただけるように、市民の方ですの



で、人間、人と人との心の触れ合いというものをちゃんとしていただければ、市民の方は気持ちよくお話をして、いろいろ教えていただいて帰られると、これが一番大事なんじゃないかなと思います。

そういう意味でこれを取り上げさせていただいたんですけど、今市長の方からもお話がありましたように、いろいろな勉強会をやるとか教育をしていくということを言われましたけど、今のような対応があるということと、もう一つ述べさせていただきますと、これはその方がおっしゃったので、私はその方に一応そういうことを市の方に問い合わせる場合は、区長を通してやってくださいと、今言われることはこれは区長を通してやるべきが本当ですよということは確かに念は押しました。それでもって、市民の方が何人かで担当課に面会し、質問、願い、要望をしたところ、その担当の方が即答はできないということでありましたということ、その方たちが名前と住所と電話番号を提出して、後日回答をお願いしますということで帰宅されたそうです。だけど、待てども待てども回答がない。とうとう6カ月近くたつた。で、何の連絡もなかった。そして、その回答を、たまたまなんですけど、私が聞いたんです。そしたら、その方から皮肉られて言われたのは、議員さんだからその回答は即に出たのかと。たまたま私が6カ月たつたことで、役所の方から答えが決まったから、私に答えていただいたと思うんですけど、その方たちの判断では、議員だから答えてもらったんじゃないかというような疑いの目で見られました。だから、やはりそこで即答ができない、まだ決まっていないから、回答することができないかもわかりません。だけど、半年もたっている、相手の方は3人行かれたそうです。そして、電話番号、住所、名前までちゃんと伝えて帰ってあるのにその答えが返ってこない、本当にやはり市民の方はつらいと思います。腹が立ってくると思います。そういうことを本当に、ぜひ新体制、井上体制でやっていっていただきたいと思います。これは本当に昨日から各議員さんがお話しされていますけど、職員の方、本当によく仕事をされています。それは私も重々わかっております。だけど、そこに1人か2人、たまたま、それもたまたまだと思いますけど、それがあってもやはり市民の方はそこで、もうそれだけしか頭に記憶がないと思います。そういうことが一番大事じゃないかなと思います。ぜひよろしく。

それで、市長の施政方針にて、いろいろな公約を述べられましたけど、そのために私はこのことが一番気になりましたので、いろんな議員の方は違うことをいろいろ述べられましたけど、私としては人の心、和を大事にするということが一番大事じゃないかなと思ったものから、これを述べさせていただきました。市長が助役のころは市民を大事に、もちろん考えられていたと思いますけど、市民の前で余り述べる時間がなかったと思います。だけど、今度の統一地方選挙がありまして当選されました。その前にお願いにいろいろ選挙活動をされました。それで、いろんな方に委任されて、本当に述べる機会がいっぱいあったと思います。それで、施政方針で市民が中心と、市民を大切、大事にと、至るところで述べられております。私もこれが一番大事なことではないかなと思います。いろんなコンピューターをいじります。機

械をいじります。だけど、市民の方と対話するというのが、一番この太宰府市をよくしていく上で大事じゃないかなと、市民の方と対話することが一番大事じゃないかなと思うので、これを述べさせていただきます。ぜひ、今後ともこれを忘れないでやっていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

では、次の項目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご提言ありがとうございます。

次でございますが、公共施設使用料の減免についてご回答いたします。

公共施設使用料の減免の見直しにつきましては、公平な受益者負担の原則から、一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴うことから、市の方針として、平成18年1月から市民の皆さん方にご理解とご協力をいただきながら実施して、1年数カ月が経過したところでございます。

しかしながら、今回、市民の皆様方にお会いする中で、文化協会でありますとか、あるいは体育協会等の団体の会員の皆様方、あるいは小・中学校の保護者の皆さん方から、数多くの市民の皆さん方からこの使用料や利用の面でご不満があるということの意見をちょうだいしました。また、そういった不満が述べられたわけでございます。

そういったことから、減免問題については、これは再度、原点に立ち返って見直す必要があるというふうに、そのときにも考えるに至った次第でございます。このことから、私はいろいろ迷いましたけれども、そういった不満あるいは厳しい批判がある以上、やはり行政はそういった文化の面、あるいは体育の面、いずれにしても生涯学習の側面から、支援をしていくというのが行政の立場であろうというふうに思いました。そういったところから、今回の見直しを行わなければならないというふうに至ったわけでございます。

市民の皆様方がやはり利用しやすい施設としていく検討や、あるいはスポーツ活動への参加促進、また文化活動などを総合的に応援していくというふうな観点、そういった観点に立ちまして、現在受益者負担を原則としながらも、負担のあり方について、関係課によります調整会議を進めております。減免の対象あるいは減免率及び実施時期などにつきまして、さらに指定管理料への影響なども含めまして、総合的に検討をいたしておるところでございます。

一定の方向が決まり次第、早い時期に私は実行に移したいと思っておりますし、そういった中におきましては、議会の方に早速初めにご報告もあわせて行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

昨日から各議員さんで、私を含め7名の議員の方が質問されました。そして、同じことの繰り返しになるかと思いますが、よろしくをお願いします。

体育協会が中心となり、市民及び各団体と一緒に、平成17年6月16日に署名総数1万

6,533名、太宰府市民の人口が6万7,000名、4名に1人の方が署名していただきました、公共施設使用料減免措置の継続を求める要望書、前市長の佐藤善郎様あてに提出しています。井上市長が助役のときでございますけど、このことを、提出をしたことをまずご存じであったかということと、またこのことが、もちろん市長も統一地方選挙がありましたので、市民の方からいろいろお話を聞かれたと、意見が出たということは昨日から述べられております。だけど、この署名書、要望書が少しでも影響しているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今回の署名等については、その段階で陳情書が上がったと、署名入りで上がったということについては、承知をいたしていました。その時点の中におきましては、いろいろな行政施策のあり方、見方、行政評価制度に基づきました、あらゆる分野の見直しをかけておりました。そういった部分がありまして、やはりその時点の中においては、前に進むというようなことをしなければならないというふうな要素の方が強かったというふうに判断をいたしております。しかしながら、今も申し上げましたように、その後具体的な、この目で、この耳で、この足で聞き、そして皆さん方の声が非常に大きいというようなことで、途中でも、当時の佐藤市長の方にも電話をいたしました。私はこう言った考え方を持っている、やめておりましたけれども、そういったところを話ししながら、そして改めるにはばかることはない、勇気を持って過ちはやはり改めていく必要があると、そういった気持ちの中から、マニフェストの中においても掲げ、そしていつからするかというようなことまではわかりませんでしたけれども、早い時期にそういった生涯学習の面、あるいは体育の面の側面から、やはり支援していくというふうな形の中で行政はあるべきだと、当選したらまずもって、その辺のところを含めてできることからやっぺいこうというようなことで決意し、今のような状況になった次第でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） これも昨日からお話が出ておりますけど、再度確認させてください。

減免の対象は、文化協会、体育協会、教育団体、ボランティア団体、福祉団体など市のために尽力されている団体や、市が認めている団体を含めての減免になるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 従来から、ちょっとお話を戻しますと、教育委員会の中で減免制度そのものはありましたけれども、厳密にどういった団体を、どういうふうな形の中で減免するかというような基準を、その当時設けておりませんでした。職員がその都度の申請に基づいて、減免制度を行っていたというような部分がございます。そういった部分をまずもって変えていくというふうなことから、その時点の中で始めましたし、やはり基準書をつくって行すべきだと、あるいは通例の部分でない例外的な減免については決裁を逐次受け、あるいは決裁がそういったスピードの面から問題があるのであれば、基準書をきちっとつくった形の中で行すべきである

と、今ご指摘の各種団体の領域の中においては、すべて入るというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。その中に対象者が、これは外すというような項目が出たら、再度お願いしたいと思いましたが、ありがとうございました。

最後になりますが、市長が施政方針またはマニフェストにて減免を述べられて、それをやはり市民の方は早く耳にされて、早速私たちにいろいろな団体、市民の方より喜びの声を聞きます。そして、減免の実施時期はいつかと、いろんなことをお尋ねになりました。だけど、これは昨日の議員さんの質問の中にお答えが出たと思いますけど、9月をめどに検討中ということのご回答が出ております。これで私に問い合わせがあった方々にはお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 条例整備でありますとか議会の議決というふうな部分もありますので、9月議会をめどに戻していきたいというふうな考え方は持っております。早い時期でそういうふうになると思います。いろんな部分がありますと、それ以降になるかもしれませんが、基準値としては、目途としては9月でいきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございました。

2項目について述べさせていただきましたけど、今後とも新しい井上体制が活発に活動していくことを願ひまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の個人質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しています公共施設の災害対策について、市長及び部長に質問いたします。

本市は災害、防災対策に対し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しておられ、市民の生命、財産を守るため、災害訓練を初め啓発、危機管理など様々な取り組みをされ、災害対策に心がけておられることを深く感謝しております。

忘れもしません、平成15年7月19日の集中豪雨、平成17年3月20日の福岡西方沖地震、4月20日余震と、災害は予告できません。平成11年6月、総理府の世論調査においても、日ごろから地震、災害への備えをしているかと聞いたところ、特に何もしていないと答えられた方が35%、2004年7月1日、太宰府市市政だよりの市民意識調査の結果もマイナスという評価であり、防災意識が高まっていないのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

1つ目は、第1次避難場所である市内44カ所の共同施設及び公民館の現状についてお伺いいたします。

第1次避難場所である公民館は、市民が利用する身近な施設であり、災害のときの避難場所となっておりますが、公民館の有効活用がなされているのでしょうか。また、ふだんの利用率はどれぐらいなのでしょう。第1次避難場所である公民館がどこにあるのかわからなく、避難場所に誘導する表示板の設置がないことや、地震その他災害が発生した場合、避難場所として指定されている公民館が、何らかの理由でいざというとき利用できないことがあつては、住民を守ることはできないと思います。健常者だけではなく高齢者や子供、障害者が安心して暮らせる環境づくり、バリアフリーなど、公民館の現状、問題点はありますか。避難場所である公民館は、緊急時にすぐに開錠できるのでしょうか。電話の設置はされているのでしょうか。入館するまでの玄関が階段になっていて、体の不自由な方の利用ができていますでしょうか。トイレについては、和式トイレは高齢者には負担であり、また男女共同になっているなど問題点がありますが、いかがでしょうか。世帯数に応じた収容施設になっているのでしょうか。改善策として、例えば手すりポールをつける、階段をスロープにするなど、ちょっとしたことの工夫で改善策となると思います。自治会との協議を行い、避難場所として改善強化することが必要だと思いますがいかがでしょうか、ご回答をお願いします。

2つ目は、第2次避難場所の選定についてお伺いいたします。

第2次避難場所も世帯数に応じた収容対応を考えて振り分けられているのでしょうか。例えば、市民べんり帳2007保存版では、太宰府東小学校校区の第2次避難場所が太宰府中学校だけとなっておりますが、相当の距離があり、移動するのが大変でございます。この校区の第2次避難場所に太宰府東小学校を追加、変更することはできないのでしょうか。

公民館は自治会だけで運営するのではなく、福祉行政の関連もあると思います。避難場所として、コミュニティづくりの場として、機能が十分に発揮されているのでしょうか。公民館の運営の見直しや組織、役割、重要性を認識し、地域福祉活動ができるよう、憩いの場であり集いの場で、学習の場として、災害時に第1次避難場所として活用できるよう施設の充実を図ってもらい、市民と自治会と行政が連携し、できることから改善策を講じることが必要であるのではないかと考えます。市としてはどのように考えられておられるか、お伺いいたします。

再質問につきましては自席で行います。よろしくお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 本市の災害時における避難施設につきましては、太宰府市地域防災計画において指定をいたしております。

まず、行政区を単位とするブロックを1次避難圏とし、44の地区公民館や近くの公園等を指定いたしておるところでございます。

また、第2次避難場所につきましては、原則として各小学校区を避難圏とし、社会的、地理的に一定のまとまりを有していることや、直線距離がおおむね2km以内の地域であること等を要件といたしまして、指定をいたしております。

詳細につきましては、担当部長の方から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、共同利用施設及び公民館の現状について回答いたします。

現在、共同利用施設及び地区公民館は、行政区で建設及び維持管理をされております。市の方からは、公民館活動に対して、公民館運営助成金及び施設の補修等に対して整備補助金を交付いたしております。

公民館活動の利用率につきましては、正確にはつかんでおりませんが、生涯学習の地域の拠点として文化祭、敬老会や子ども会活動など、様々な地域の行事への中心的活動の場として利用されております。

避難所といたしましての公民館の利用率ですけれども、平成18年度では7公民館、28名の自主避難者の方が利用されております。

次に、バリアフリーについてですが、最近建設されました4カ所の公民館につきましては、バリアフリー化がされております。今後建設される行政区、あるいは改造される行政区の公民館がありましたら、バリアフリー化を指導していきたいというふうに考えております。

緊急時の開錠につきましては、ほとんどの公民館が館長、主事さんで管理してあります。中には管理人を置かれてある公民館もありますので、必要なときは電話等で開錠をお願いいたしております。

電話の設置につきましては、設置されていない公民館が数カ所あります。連絡につきましては、館長もしくは主事さんに連絡することといたしております。

階段やトイレにつきましては、バリアフリーとも関連がございますが、階段でスロープになっていないところや、トイレが男女別になっていない箇所はあります。施設の改善につきましては、建築年数が相当経過していることから、毎年行政区から補助要望が多く申請されておりますが、財政状況等の事情から、行政区の要望に対しまして十分に対応できていないのが現状でございます。

また、補助金の交付につきましては、行政区からの申請内容を精査させていただき、緊急なものを優先して交付していきたいと考えております。

最後に、世帯に応じた収容施設であるのかの問題についてですが、地区公民館は社会教育法上は公民館類似施設に当たりますので、設置基準の制約がございません。当初、建設時に土地の状況や資金の関係で現在の公民館が建設されており、避難所としての施設ではありませんが、区民に一番身近なものとして周知されていることから、指定をしたところであります。

以上、5点について回答いたしました。災害等の状況に応じて、第1次避難所では不十分であると判断したときは、第2次避難所に誘導したり、案内することといたしております。

次に、第2次避難場所につきましては、基本的には小学校区ごとに避難していただくこととなりますが、災害の発生の状況、被害の状況によっては、校区以外の避難所を利用することも想定されますので、状況に応じた適切な対応を実施したいと考えております。

また、太宰府東小学校を校区の避難所として追加指定できないかのお尋ねですが、今後全

体的なバランス等を考慮しながら、避難施設の指定を再検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。答弁で、全体的なバランス等を考慮しながら、再検討するというところでございますけれども、私もこれが即実行できるとはなかなか難しいと思いますけれども、すべて人に任せず、各一人が備えの心を持つことが一番大事なことなんですけれども、備えあれば憂いなしという共通の理解を自覚し、一刻も早く改善していただきたいと思っております。前向きなご意見ありがとうございました。

それから、災害が発生してからでは遅く、避難場所として指定されている地区公民館の一部で、湯ノ谷西、三条台というのは、もう行かれていますと思いますけれども、本当に山手にございます。本当にあれが避難場所であるのかなと、私があそこに住んでいたら、私は山の方には駆けつけないだろうと、市民の、ひとり暮らしのお年寄りのことを考えていただくと、やっぱり避難場所というのは、避難場所としては、先ほど部長の方から言われましたけれども、行政区の世帯数に応じて割られているんだろうと思いますけれども、とにかく地区公民館が山にあるということは、本当にがけ崩れとかで避難できないことがあるのではないかと、私は今心配でございます。その点を含めまして、組織の機構の事務分掌の中に位置づけられている中央公民館は共同利用施設の管理と地区公民館の指導を行う機関として、そういうふうになっておりますので、44カ所の施設の有効活用ができていくかどうかの把握はしておくべきだろうと思います。

また、市長様、施政方針に述べられたように、「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」で地区公民館に行かれる際には、地区公民館を見ていただきまして、入り口から見てください。入り口から、車いすが入れない状態、もう段差が何段もあって、そこをセメントでスロープにするだけで、それで終わるということを頭に入れていただいて、市長さんみずから懇談会等に行かれたときには、施設の方も見ていただきたいと思っております。

それから、今は、現在は健常者だけの避難訓練、講習会は実施されておりますが、今後は高齢者や子供、障害者、視覚障害者を対象とした避難訓練、講習会、そういったものもぜひ取り入れていただき、太宰府市が災害の少ない町として有名になりますように、何かあっては困りますので、その点を含めまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、3 番長谷川公成議員の個人質問を許可します。

〔3 番 長谷川公成議員 登壇〕

○3 番（長谷川公成議員） 最後ですので、頑張りましょう。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました項目について質問させていただきます。

市長は、公共施設使用料減免を公約に掲げてあります。調査によると、7月以降にも20以上の市民大会が予定されていますが、各大会の運営において、施設使用料値上げのため、試合会場やそれに伴う練習施設を確保するのも経費がかかり、参加料の値上げを検討するなど、市民にしわ寄せが来ています。今後、本市でも高齢化社会の到来や余暇時間の増大など、市民を取り巻く環境の変化に伴い、健康が大きな関心事となってきました。

また、都市化につれて、近隣の人間関係の希薄化も社会問題となりつつあります。その両方を解決していくためには、やはり気軽に、また継続的にスポーツができる環境づくりがぜひとも必要ではないかと考えるところです。

そこで、同じような質問で申しわけないんですけど、施設使用料の減免はいつからか、またどの程度の減額を考えておられるのかお伺いいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今議会の中で、多くの議員の皆さん方が施設使用料の減免についてお尋ねがありました。それだけ市民、あるいは関係者の関心度が高いんだというようなことをまずもって、私は改めて痛感をしておるところでございます。

公共施設の使用料の減免の見直しにつきましては、公平な受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴います市の方針といたしまして、平成18年1月から市民の皆さん方にご理解とご協力をいただきたいというようなことで実施いたしまして、1年数カ月が経過をしたところでございます。

しかしながら、何度も私は基本的な考え方を申し上げておりますけれども、今回選挙を通して市民の皆さん方にお会いする中で、文化協会でありますとか、あるいは体育協会等のそれぞれの団体の会員さんなどから、数多くの市民の皆さん方から、使用料やあるいは利用面でご不満のご意見をいただいたところがございます。そういったことから、減免問題につきましては、再度原点に戻って見直す必要があるというふうに思った経過の次第でございます。

このことから、市民の皆様が利用しやすい施設としていく検討や、あるいはスポーツ活動への参加促進、また文化活動などを総合的に応援していくという観点に立ちまして、現在受益者負担を原則としながら、負担のあり方でありまして、そういったものを関係課によりまして調整会議を進めておりまして、減免の対象あるいは減免率及び実施時期なども含めまして、さらには指定管理料への影響なども含めて検討をいたしておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、9月をめどに議会の中で提案できるように努力したいというふうに思っております。一定の方向が出ました折には議会の方に、もちろん条例でございますので議決も必要でございますし、またその前に説明をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 市長には昨日から同じような内容の質問が続きましたけど、ご丁寧な



答弁、誠にありがとうございます。

最後になりますけど、市民の立場から考えますと、やっぱり施設使用料減免はですね、非常にありがたいことです。ですが、公共施設というのは利益目的ではなくですね、市民の文化活動の発展や生涯スポーツの促進を第一に考えていただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時05分

~~~~~ ○ ~~~~~